

令和2年 第1回天城町議会定例会

第 3 日

令和2年3月5日（木曜日）



令和2年第1回天城町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

開議

- 日程第1 一般質問  
昇 健児 議員  
松山善太郎 議員  
久田 高志 議員  
散会

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	3番	吉村元光君
4番	奥好生君	5番	昇健児君
6番	大吉皓一郎君	7番	久田高志君
8番	秋田浩平君	9番	上岡義茂君
10番	松山善太郎君	11番	前田芳作君
12番	柏井洋一君	13番	平山栄助君
14番	武田正光君		

1. 欠席議員（1名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	喜入伊佐男君		

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	柚木洋佐君	議会事務局参事	藤井恒利君
		議会事務局書記	宇都克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	春利正君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	上原富一郎君
社会教育課長	神田昌宏君	総務課長	袴清次郎君
税務課長	岸恭聖君	企画課長	福健吉郎君
保健福祉課長	碓本順一君	建設課長	昇浩二君
水道課長	張本康二君	農業委員会事務局長	伊地知隆治君
農政課長	山田悦和君	農地整備課長	大久明浩君
町民生活課長	森田博二君	商工水産観光課長	中秀樹君
選挙管理委員会書記長	米田俊朗君	総務課長補佐	中村慶太君

○議長（武田 正光議員）

おはようございます。開会する前にお願いとお知らせをいたしておきたいと思  
います。

携帯電話の取り扱いについては、いつもどおりよろしくお願いをいたしたいと思  
います。

それと、本日の定例会において、欠席届が喜入伊佐男議員より提出されて、これ  
を受理しておりますのでご報告申し上げます。

それと、開議前に昨日の企画課の答弁の中で訂正をしたいということでございま  
すので、企画課長のほうから理由と説明をお願いしたいと思います。

○企画課長（福 健吉郎君）

おはようございます。

昨日の秋田議員の質問、ふるさと創生室についての中で2点ほど修正がございま  
す。

1点目は、ふるさと納税のポータルサイトの数を四つほどとお答えいたしました  
が、ふるさとチョイス、楽天、さとふるの三つでございます。

2点目でございますが、移住定住施策の中で、令和2年度より新たに実施しよう  
としている新婚さん応援生活補助についてですが、昨日はU I ターン者のみという  
ような発言をいたしました。これについては町内在住者も対象となります。全て  
の天城町に定住される新婚家庭が対象ということでございます。

まことに申しわけありませんでした。修正方よろしくお願いをいたします。

○議長（武田 正光議員） どうぞお願いをしておきます。

△ 開議 午前10時00分

○議長（武田 正光議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（武田 正光議員）

日程第1、一般質問を行います。

議席番号5番、昇健児君の一般質問を許します。

○5番（昇 健児議員）

町民の皆様、おはようございます。

早速ですが、先般通告しました、4項目、4点について質問したいと思います。

1項目め、観光行政について。

(1) 各観光名所において訪れる観光客がもっと楽しめる、来てよかったと思えるような、さらなる整備は検討できないのか。

2項目め、建設行政について。

(1) 前野・岡前線改良事業の今後の計画について。

3項目め、自治行政について。

(1) 集落内の環境整備について。

4項目め、交通整備について。

(1) 町内においてタクシーや運転代行タクシーが不足していると思うが、今後、対応策は考えられないか。

以上、4項目、4点について執行部の明確なわかりやすい答弁をいただければと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。森田町長。

**○町長（森田 弘光君）**

おはようございます。

それでは、昇議員のご質問にお答えいたします。

1点目、観光行政について、各観光名所において訪れる観光客がもっと楽しめる、来てよかったと思えるような、さらなる整備は検討できないかということでございます。

お答えいたします。

観光地の整備につきましては、今年度、与名間海浜公園内のプールにウォータースライダーを2基改修いたしました。また、幼児向けのミニ遊具も設置し、親子で楽しめる憩いの場となっております。

B&G海洋センターの多目的艇庫に新たにクリアボトムカヌー、そしてクリアスタンドアップパドルボードなどを導入して、水中、水上アクティビティの充実を図っていきたいと考えております。

また長期的には、現在、整備事業を行っております大和城観光地連携整備事業でもミニ遊具を設置するなど、人と自然が共生する癒しの観光地づくりを継続して進めてまいりたいと考えております。

2点目、建設行政について、前野・岡前線改良事業の今後の計画についてという

こととございます。

お答えいたします。

本路線につきましては、社会資本整備総合交付金事業を導入して延長980mで事業が採択されております。

令和元年度は測量を主に行っております。令和2年度以降、実施設計業務、用地測量、用地交渉などを行って事業を進めてまいりたいと考えておりますが、この事業の推進に当たりましては、地域の方々のご理解、ご協力がないと進捗いたしませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目、自治行政について、集落内の環境整備についてということとございます。

お答えいたします。

集落内の環境整備につきましては、道路の管理はその路線の存する行政区画在住者と町で協同で行うということと条例にも明記されておるところであります。集落住民だけで環境整備が困難な箇所に関しては、区長を通して要望書等を提出いただき、緊急性、重要性などを加味しつつ実施しているところとございます。

4点目、交通整備について、町内においてタクシーや運転代行タクシーが不足していると思うが、今後、対応策は考えられないかということとございます。

お答えいたします。

町内においては、タクシーや運転代行タクシーにつきましてはタクシー事業者によるサービスが行われているところとございます。

また、近年、来島者のレンタカー利用も多くなつてまいりましたが、今後の交通事情等の整備につきましては、住民にその把握などを行いながら地域に必要な交通の確保は検討し進めてまいりたいと考えております。

以上、昇議員のご質問に対してお答えいたしました。

**○議長（武田 正光議員）**

それでは、昇議員、自席からの質疑を続行してください。

**○5番（昇 健児議員）**

ただいま1回目の答弁がございましたが、引き続き質問してまいりたいと思ひます。

まず1項目めの、観光名所においてもっと楽しめるような、よかつたと思えるような整備はできないかということなんですが、ことしの夏には、奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島が世界自然遺産登録されると期待し、また信じておりますが、それに伴い、夏場や闘牛シーズンなど、さらに多くの観光客が訪れるであろうと思ひられます。

その観光客が来てよかつた、また来たい、また友人、仲間にも紹介したいと思ひ

てもらえるような環境整備が必要ではないかという考えから、このような質問をさせていただきます。

これまで、観光施設連携整備事業により、犬の門蓋、ムシロ瀬、ウンブキ、与名間海浜公園と、現在また大和城なども計画的に整備されておりますが、今後のこの観光施設整備の計画というのは、長期的にというか、どのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

先ほど町長のほうからもありました令和元年度におきましては、地域振興推進事業を取り入れたりしながら与名間ビーチのウォータースライダーの整備をしたり、大和城等の整備を、今、継続的に進めているところであります。

令和2年度につきましても、引き続き大和城観光地連携整備事業を取り入れて整備をしていく計画であります。

○5番（昇 健児議員）

この計画において、もろもろ、今、犬の門蓋ですとか与名間海浜公園を整備されてきましたが、この整備された観光地について追加の整備、軽微な整備とか、こういったものは可能なんでしょうか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

今、継続的に各施設を整備しておりますが、令和元年度の繰り越しで令和2年度の早々に大和城の整備には入っております。

○5番（昇 健児議員）

これから、ちょっと私が観光地を回ってみたんですが、それで気づいた点というか、もっとこうしたほうがいいんじゃないかというようなことをもろもろ話していきたいと思っているんですが、なので追加というか、そういうことが可能なのかどうかということをまず聞いておきたいと思っただけの質問だったんですが、それができないとなるとちょっとこの先の質問が難しくはなるんですが、とりあえず、一応、感じたことをちょっと話していきたいと思いますが、まず、ムシロ瀬周辺、海岸から農地までの低木地帯、自然公園ですかね、昔は国定自然公園という形になっていたと思いますが、現在は国立公園に昇格していると思いますが、国立公園になるとやはり公園内の整備というか、手を加えるようなことというのはちょっと厳しいと聞かれたりもしますので、そういうことがやはり無理なのか、それとも厳しいのか、やり方次第では可能性もあるのか。その辺いかがでしょうか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）



お答えいたします。

今、議員の言われているムシロ瀬につきましては、平成28年度の観光地連携整備事業で今の事業をしております。内容的には管理通路兼遊歩道の整備ですね。また見晴らしデッキの整備等しております。

先ほど国立公園というお話もございましたが、平成29年3月にムシロ瀬と犬の門蓋ですね、奄美群島の国立公園に34番目として指定をされております。ムシロ瀬につきましては、第1種特別地域に指定をされております。

国立公園内におきましては、すぐれた風景地を保護するために各種開発行為が規制をされておりますので、今、議員のおっしゃっている提案の内容等を踏まえて今後また関係機関と協議を図っていききたいというふうには思っております。

#### ○5番（昇 健児議員）

私がこの質問を出したというのも、その一帯を、昔は釣りをするときなどに入れる道もあったりして通ったことはあるんですが、もう大分昔ではあるんですが、そこからの景観にすごく感動した思い出がありまして、規制があつて難しくはあるのかもわかりませんが、そこに本当に1mぐらいの歩道の整備ができないかというようなことなんですけれども、やはり今ありましたけれども規制がある、すぐれた自然の風景地を保護というのも、もちろん目的としてあるんですが、ホームページにあった自然公園法の目的として、それとはまた別に、その利用の増進を図ることにより国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とするとありましたので、その利用の増進を図るという部分で可能ではないのかなという思いもして、この質問をさせていただきました。

今、海岸沿いにはコンクリートで整備されて展望台もあり、以前と比べれば観光客からするとそのあたりを見て回るのに非常に便利になったということはあると思うんですが、何かちょっと足りないというか、上のほうからの景色も非常にいいと思うので、この辺は見せ方として、すぐにはもちろんできないでしょうけれども、先々、頭の片隅にでもこういった要望もあるということを入れておいていただければと思います。

もう一つ、これは犬の門蓋そしてウンブキも含めてのことなんですけれども、現在、ムシロ瀬そして犬の門蓋において展望台が整備されておりますが、そこに音声設備が設置できないかということなんですけれども、観光地を見て回るとほとんどの観光客は展望台に立っても大体1、2分程度でその場を離れる、下りるといふか、そういうふうに感じます。

先日ちょっと、試しに携帯で島の民謡といふか島唄を流しながらそこに立ってみたんですけれども、もう景色の感じ方、そういったもの、気分が全く違いました。

これは試しに皆さんも一度行かれるようなことがあれば、今、携帯でユーチューブとかいろいろありますので、そういうのですぐ出てきますから、徳之島、島唄とか入れますと。私はワイド節を入れて聞いてみたんですが、非常に感情的にも全然違いましたので、こういった設備は、こういった形で、塩害とかもありますのでそういったのに耐え得る器機というのがあるのかないのかもわかりませんが、そういったものを展望台脇に設置できないかという要望でございます。その件についてどう思われますか。課長。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃっているそういうアイデアをまたこちらのほうも一応取り入れる状況を確認しながら、また整備費等がかかってきます、先ほどありました塩害等もありますので、そういった装置が展望台のほうに設置できるかどうかの検討も、すばらしいアイデアをいただいておりますので、担当課としては考えていきたいなというふうに思っております。

○5番（昇 健児議員）

費用もそんなには多額にはかからないと思いますので、ぜひ検証してみて検討していただければと思います。

そして、もう一つ、ウンブキについてなんですけれども、最近、何度かテレビ放映などもあり全国的に知名度も上がってきていると思うんですけれども、何か中の様子を体感、共有できるような、新聞でしたか、空港などではそういったものも実施しているのか検討しているのか、何かそういうような記事も見ましたが、そういったものの施設整備というのはウンブキについて考えていますでしょうか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃっていたことにつきましては、徳之島観光連盟のほうから奄美群島広域事務組合の2019年度のチャレンジ支援事業を活用してVRの整備をしております。

今、試験的にはなりますが、ウンブキの中の映像等をVRで紹介をしながら徳之島のPRを重ねているところではあります。

先月、2月にも調査に入っております、まだ全貌が解明をされておられませんので、全貌解明の折には、また事業等の採択を担当課としては考えながら整備を進めていきたいなというふうには考えております。

○5番（昇 健児議員）

これまで日本最大とされてきた沖縄の広部ガマというらしいんですが、その総延

長も更新しているということですし、おまけにまだ、今、話があったように出口が見つからない見つかっていないということで、全国的にも注目される場所なので、訪れる人たちが観光客などかそのすごさを認識できるような施設整備をぜひしていただきたいと思います。

次に、与名間海浜公園についてですけれども、今年度も先ほど町長からも話がありました、ウォータースライダーの改修、また遊具や周辺の整備がなされて子供たちが安全に楽しめるような施設になっておりますが、私が感じたのは上のほうのブランコなどがある公園になっている場所がありますけれども、その場所がほとんど利用されていない感じが個人的にしまして、その公園になっている場所を再整備してバンガローを建設してはどうかというふうなことを思いまして、まず近年の与名間のバンガローの利用状況というのはどのようになっていますでしょうか。

**○商工水産観光課長（中 秀樹君）**

お答えいたします。

平成31年度、令和元年度につきましては、3月3日現在にはなりますが1千75名の宿泊の実績がございます。ちなみに30年度につきましては1千315名の宿泊の実績があります。

**○5番（昇 健児議員）**

多数利用されているようですけれども、これは夏場はもうもちろんほとんど満杯の状況でしょうけど、冬場についてはどういう感じなんですか。

**○商工水産観光課長（中 秀樹君）**

お答えいたします。

冬場につきましても、やはり年末年始をバンガローで過ごされる島民の方、観光客の方がいらっしゃいますので、ほぼ満室状態にはなっております。今、議員のほうからおっしゃっていた夏休みシーズン、春休みのシーズン等もほぼ満室状態になっております。

**○5番（昇 健児議員）**

大和城のほうでもバンガローを建設する予定ということで聞いておりますけれども、これから世界自然遺産登録をもしされますと、宿泊施設の不足ということも考えられますので、町有地の有効活用ということも考えますと活用がもしできる補助事業などがあれば検討する価値もあるのではないかと思います。その件についてはいかがでしょうか。

**○商工水産観光課長（中 秀樹君）**

お答えいたします。

各事業については計画的に取り組んでおります。先ほど議員のほうからもありま

した令和2年度につきましては大和城のほうに形式的には与名間ビーチにある旧バンガローになりますが、1棟なんですけど二つに分かれているような、1戸2棟の整備を令和2年度のほうにもう計画に盛り込んでおります。

大和城には計画をしておりますが、今、議員のおっしゃっている与名間ビーチのブランコがある施設には、昔はアスレチック遊具がありましたが耐久年数等によってブランコを1基置いてあるような状態になっておりますが、すばらしいご提案ですので、また今後、事業費等を考慮しながら検討はさせていただきたいなというふうには考えております。

**○5番（昇 健児議員）**

一つの案ということで、先々計画などがもしできるようであればぜひ検討していただきたいと思っております。

次にいきたいと思っておりますが、今度は艇庫のほうなんですけれども、艇庫前に生えておりますモクマオウについてなんですけど、前回もそういう話もしたような記憶もあるんですけど、見ていますと、伐採するか、または伐根してほかの植物、南国らしい植物に植えかえたほうが、景観的にも、また艇庫の利用についても邪魔になってはいないかというような気もするんですけど、後々そういう考えはございませんでしょうか。

**○社会教育課長（神田 昌宏君）**

お答えします。

モクマオウについては、やっぱり台風時期に相当な潮が流れてくるということで、私たちが景観を考えたんですけど、やっぱりそれを置いていたほうが安全性もいいということで、なるべくモクマオウは残したほうがいいという、いろんな意見を聞いて今の現状になっているところでございます。

**○議長（武田 正光議員）**

商工水産観光課長、何かありますか。

**○商工水産観光課長（中 秀樹君）**

お答えいたします。

先ほど社会教育課長のほうからもありましたが、やはり防風林という位置づけを昔からしているということで、景観を損ねないように頭のほうを切ったりは、以前、商工水産観光課のほうでやった経緯はあるんですけど、また今後関係機関と社会教育課のほうと連携しながら対応していきたいなというふうには思っております。

**○5番（昇 健児議員）**

そういう潮風被害のほうを防ぐためということですけども、ただ個人的にはその砂が上がってこないためとかそういったこともあるんですけど、それはまた別

の形での防止策というかそういうこともできると思います。

あと、やはり外来種ということもありますし、周りのいろんな意見を聞きながらぜひ再度また検討していただければと思います。

それと、もう一つ、毎年ちょうど今の時期なのか、与名間沖で鯨がたびたび出没するという話を聞いたりするんですが、それがもし実際に本当であれば艇庫の2階部分、今の時期はほとんど利用されていないと思うんですが、ホエールウォッチングのスポットとして活用してもいいのではないかなという思いなんですけど、現在、奄美大島のほうでは新聞等で大分ホエールウォッチングの、民間でやっているんでしょうが、ツアーに参加する客なんかも多いというようなことで聞いておりますけれども、徳之島において今ホエールウォッチング、その観光利用というか、このような動きはないんでしょうか。

#### ○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

先ほど観光連盟のVRの件をお話しましたが、ホエールスイムという動画も撮影をして、それもVRで疑似体験ができるような映像のほうも撮っているようであります。

今、我々が考えているのは、犬の門蓋の展望台がありますが、あそこもホエールウォッチングができるような場所にはなっていますので、そういったところを、またこちらのほうも一観光名所のポイントとして、これからPRをしていきながらそういったホエールウォッチングの観光の分野にもつなげていきたいと思っております。

#### ○5番（昇 健児議員）

先日、犬の門蓋に行ったときにも上で双眼鏡を持って何か観察しているような方もおりました。あちらもそのスポットになり得るとは思いますが、一つの観光資源になり得るとは思いますので、そのスポットにもしたたびたび出没する場所であれば固定式の双眼鏡を設置するとか、そういったのも検討してみてもはどうかと思います。

最後に、この夏の海水浴シーズンに遊泳ゾーンとマリンスポーツゾーンの区分けについてなんですけど、安全のためには必要ではないかと考えますが、何か対応策などは考えていますでしょうか。

#### ○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

昨年9月1日に水上バイクの事故等もございました。やっぱり安全確保ということが一番大事だという中で、ことしはそういう区分けをしっかりとロープを張ったり、看板を立てたりしながら安全対策を進めていきたいと思っております。

○5番（昇 健児議員）

万が一にも事故が起きると人命にかかわる事故になりかねませんので、ぜひ今お話があったように早急な対応をお願いしたいと思います。

では、2項目めの、前野・岡前線改良事業の件に移りたいと思いますが、この前野・岡前線につきましては、隣の大吉議員や叶元議員からも以前質問がありました。ここにきてようやく実現する希望が見えてきましたので、そのタイムスケジュールを確認したいと思い質問させていただきました。

まず、令和元年度の予算に1千万円ほど予算が残っていたと思いますが、先ほども説明があったかもわかりませんが、もう一度、どのようなことに使われたんでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えいたします。

令和元年度におきましては、前野・岡前横断線測量業務として発注してございます。2月4日に発注をいたしました。この予算の中ででき得る作業ということで、まずは測量業務ということになります。

○5番（昇 健児議員）

そして、令和2年度の予算にも6千100万円余り組まれておりますが、この予算の内容についても教えていただけますでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

令和2年度におきましては、測量業務の結果を踏まえながら実施設計業務、地質調査業務などの発注を実施したいというふうに考えております。

その後は、業務の完了次第、用地測量業務また物件調査業務等の発注も必要になってくるというふうに考えております。

○5番（昇 健児議員）

予算書などに、その用地購入費だとか家屋補償費だとか、こういったものも書かれていたんですが、令和3年度には工事発注の予定なんですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今、実施設計などが終わりましたら用地測量業務に入ります。というのは、設計の中で描かれた図面を現場に落とします。その中で関係者等の立ち合いを求めたり、ここまであなたのほうにかかりますよということで了解等を得られれば、その後、用地交渉ということに入っていきます。

その用地交渉に入りながらでき得る場所があれば、工事も発注できるかというふ

うには考えておりますが、まずは用地測量の中で用地交渉また建物等があれば建物補償等を交渉していくのが先だというふうに考えております。

○5番（昇 健児議員）

今、お話があったように地権者との同意状況にもよると思いますが、その工事発注において、前野側、岡前側ございますけれども、どちら側からされる予定なのか、また工事として九百何十mということでしたけれども、何年程度かけて行う計画なのか、もしわかれば教えていただけますでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

まだ実施設計が上がっていない段階でありますので、確固たる年度というのはわかりませんが、まず設計業務が上がってきて、その単価等が積算できればそれによって発注していけるものと思っておりますが、基本として喜治原線が丸2年ぐらいかかっておりますので、それから考えますと3年から5年はかかるんじゃないかなというふうな思いがあります。これは確実なものではありませんけれども。

○5番（昇 健児議員）

わかりました。それと、途中で橋梁が1カ所ありますけれども、掛替がされると思いますが、現況、橋の近くの取り付け道路への大型車の進入が、非常に道幅が狭くて奥のほうにキビ畑などもありますので、進入が難しい状況になっているということで、キビの運搬車などからも改善の要望などが聞かれますが、他路線というんですかね、取付道路というのか、どの擦り付けについても改良できるところは通行しやすいように設計していただきたいということなんですが、それにつきましては、その取付道路についてもそういう設計というか、そういったこともできるんでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えいたします。

議員がおっしゃっているのは本路線だけではなくということですね。附帯工事として取付部分は設計に、全体を入れるわけではありませんけれども、議員のおっしゃるような大型自動車が入りやすいとか出やすいとかというような改良部分については、附帯工事として設計に入れ込めるというふうに私は考えております。

○5番（昇 健児議員）

ぜひ、余計な費用になるかもわかりませんが、角を取ったり、その辺、大型車も曲がりやすいような形で、要望等を聞きながら設計していただきたいと思います。

最後に、この事業につきましては、私、地元議員でもありますので、地権者への協力の依頼とか、また調査など、できる限り協力したいと思っておりますので、な

るべく早期に事業実施できるよう要望しまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、集落内の環境整備についてですけれども、現在、この集落の環境整備について、どういった事業があるのか、私のほうで、大体こういうものかというのは、一応書き出してはあるんですが、教えていただけますでしょうか。

#### ○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

集落内の環境整備について、我々が予算化しているのは道路維持費、これは賃金、重機借上、材料費などを含めて計上しております。また、そのほかには集落環境整備事業ということで、1千500万円ほど計上して、毎年実施しております。

この集落環境整備事業については、昨日も申し上げましたけれども、要望事項等を精査した上で実施し、または、語ろう会などの要望等も精査しながらということで、各集落全てとはいかないんですが、なるべく均等に、要望の内容について実施していこうというふうには考えております。新たに、令和2年度あたり、これから今、県と協議中であるんですが、地方改善事業などが取り込めないかということで今、県と協議をしているところであります。

#### ○5番（昇 健児議員）

そうですね。まず、建設課の集落環境整備事業1千500万円、そして、その町道維持補修の原材料、重機借上ですとか、そういったものがございまして、あと、企画課のほうでの提案型のまちづくり活動支援ということで、こういったものも環境整備に使えるのかどうかわかりませんが、集落のいろんな提案をすることに補助をいただいたり、助かっているところではありますが、私が問題視するのが、居住者の高齢化または管理者の不在などにより、敷地内の樹木の管理ができず、道路へ、町道へ大きくはみ出して、交通の妨げとなっている箇所などをどうするかということなんですが、今あった集落環境整備とか町道維持・補修の際の原材料費とか、こういったものではそこに使えませんので、本来は地主がみずから、もしくは業者へ依頼して伐採・除去するべきだとは思いますが、その依頼をした場合に、重機の移送費、リース料、ダンプのリース料、燃料費、または作業人夫賃など、結構な多額な費用がかかります。

なので、その重機の作業は集落民でボランティアでできると思うんですが、その重機リース料がどうしても多額なため、集落の区費などでは賄えないということで、計画ができないということがあると思いますので、そのリース料の補助があれば、区長なりが計画を立てて、数カ所まとめて整備ができると思います。

実際、私も集落ので、そういうこともやったこともございました。それによって、そういったことが実現できれば、やはり、集落民の自主性、そして協力意識、



こういったものも高まってくると思いますので、ぜひとも何か、いい方法はないものかと思っているんですけれども、いかがでしょうか。町長のほうでも何か、そういう、これができればほぼ道路の補修なども、原材料費を建設課のほうから、上限30万円ということでもいただいて、道路の補修などもできますし、提案型などによって、集落で足りないものとか必要なもの、こういったものも、これも30万円、たしか上限だったと思いますが、そういったものに活用できていますし、あともう1つ、それが解決できれば、集落内の大体環境整備ということはもう、大体整うんではないかと思っておりますが、その辺いかが考えますでしょうか。

#### ○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

各集落の皆様には、日ごろより集落内の町道管理には協力していただいております。議員とも私同じ集落ですので、一緒に作業もすることもあります。今現在、議員のおっしゃる原材料等の支給は、各集落要望があれば、その状況によりますが、支給するというので、議員おっしゃるとおりに、作業についてはボランティアということで、条件をして支給をしているところであります。

その中で、議員のおっしゃっている重機借上についての予算については、今現在、予算立てはしておりませんが、一斉に来られても大変な、重機借上は高いものですから、おっしゃるように、そこまでの予算がつくれるかどうか、ちょっと今、判断できませんけれども、なるべくうちの、そういった雑木といいますか、町道あたりに覆いかぶさってどうしようもないというものがあれば、区長さん等を通して、また、町のほうに要望していただければ、その内容によっては私ども、雇用している人夫さんがおりますので、そこら辺をまた動員して、伐採するなりはできると思っております。基本は、その主といいますか、持ち主の方が処分するのが基本ではありますが、どうしてもというのであれば、ご相談していただきたいというふうに考えております。その重機借上の件に関しましては、少し検討させていただきたいと思っております。

#### ○5番（昇 健児議員）

ますますこれから高齢化が進んでいく中で、やはり、ひどいところは、本当に道幅が半分ぐらいになっているようなところもありますので、ぜひ何かいい方法を見出していただくよう強く要望しまして、次の質問へ移りたいと思っております。

最後になりますが、町内においてのタクシー、また運転代行タクシー、これが非常に不足していると思うが、今後、対応策は考えられないかということなんですが、現在、町内にタクシーが、私のほうではタクシーが1台、また、運転代行業者は0というふうに認識しておりますが、その実情をもしわかりましたら。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今現在におきまして、これは島内におけるタクシー会社ですが、5社ございます。総合陸運さん、伊仙タクシーさん、西田タクシー、西川さんと、あと松山タクシーということで、一応5社はタクシー会社あるところでございます。また、代行については個々の申請となっておりますが、天城町内においては2つあるのではないかと認識しております。

○5番（昇 健児議員）

代行業者が2社ということで、私も調べておりませんでした。今、この質問をしたというのも、現在、空港のほうにおいても、その大島からの最終便に対応するバスがなくて、タクシーのほうも連絡がとれず、困って、そこに立ち尽くしている観光客がたまに見られるというような話も聞きまして、それと、飲食店についても、夜間の10時以降は来てくれるタクシーのほうと呼べず、そのお客さんの帰宅についての対応に非常に困っているということで、何とかしてくれというような意見も多いことから、これ、喫緊の課題じゃないかというようなことで質問させていただきましたが、これについて、どういうふうに認識されてますでしょうか。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

路線バスにつきましては、鹿児島からの発着便に合わせて、空港のほうに待機なり、そこにバス停がございます。今、議員のおっしゃるように、奄美からの、こちらへの徳之島への2便目が18時30分着ということで、その路線バスの時刻帯には合いません。また今、タクシー等も18時半ということで、なかなかそこに待機されていないという状況は認識しております。そういった面では、車を持たない方々、そういった方々は、空港からの交通の便については大変支障を来しているという認識はございます。

○5番（昇 健児議員）

タクシー会社の方に聞きますと、乗務員を募集しても問い合わせもなく、人員の確保ができないというような事情があるということの話もあつたんですが、その二種免許、タクシー乗務員などには二種免許というのが必要になるんですが、その二種免許を持っている方の高齢化、または、その利用者の減少による収入の低下など、さまざまあると思いますけれども、その対応策として、例えば、二種免許を取得する際の、取得するのに大体22から25万円ぐらいかかるようだけれども、しかも、近くでは鹿児島か沖縄に行かないととれないようです。

非常に渡航費というか、そういったものをいろいろ考えると、三、四十万円かか

るのかなというような気がしますが、この費用を、例えば、半額ほど補助するとか、また何か、調べてみたら、国のほうですかね。就職あっせんの補助で何か20%ぐらい補助するような、そういう制度もあるようなことも書かれておりましたが、こういったものを補助するとか、または、民間でタクシー会社を立ち上げてもらって、今も5社あるようですけれども、その業務を委託するとか、または、可能であれば、デマンドタクシーですか、そういったものを活用するとか、できる、できないはあると思いますけれども、何か実現できそうな、そういういい案、こういったものは、何か頭の中にございませんでしょうか。

**○企画課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

今、議員のほうからもいろいろございました。そういう意味では、先ほども申し上げましたとおり、空港でのそういったタクシーが少ないということに対しまして、再度、タクシー会社とそういった協議はしてまいります。またその際、先ほどもありましたが、その営業二種免許を持っている方が少ないという話もございます。そういった話も含めて、また今後、そういったタクシーの運転手を確保するということに対しても、何らかの支援ができないかということも含めて、そういった協議をしていきたいと思っております。

また、デマンドバスについては、本町で今、2路線走らせておりますが、これについても、空港までのバス停が可能かどうか、そういったところも含めて検討してまいりたいと考えております。

**○5番（昇 健児議員）**

これから、世界自然遺産登録ともなれば、利用者の増加も考えられます。天城町にはタクシーも少ないし、他町へ宿泊したほうがいいなどと、そういうふうなことを言われることがないように、ぜひ、早急な対策を考えていただくよう強く要望しまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

以上で、昇健児君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時15分

**○議長（武田 正光議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議席番号10番、松山善太郎君の一般質問を許します。

○10番（松山 善太郎議員）

テレビをごらんの皆様、こんにちは。多忙な折、あいにくの天気となりましたが、天のなせることゆえ、致し方ございません。ここはひとつ、穏やかな気持ちで辛抱といきたいものでございます。

さて、今回も、前回に引き続き、さほど楽しい話題の質問ではございませんが、これが私流の議員の本来の仕事とご理解をいただき、ご容赦願います。また、きょうは急に冷え込んでおりますが、くれぐれも健康に留意なされてお過ごしください。

それでは、先般通告してあります4項目、5点について一般質問を行います。

1項目め、職員採用等の基準について。

1点目、会計年度任用職員について。

2点目、正規職員について。

2項目め、12月定例会で提示しました事務的誤り、事件・事故等のその後の処置はどうなっているか。

3項目め、いつものことではございますが、少子化対策について、各種支援制度の拡充について。今回は特に出産祝金、学校給食費、また学校への校納金等についてお聞きしたいと思います。

4項目め、高齢者福祉について。

敬老年金の増額、外出支援、これは主に買い物支援を目標にしておりました。介護予防について、以上について明確かつ誠意ある答弁を要請し、実りある議論を期待して1回目の質問とします。

○議長（武田 正光議員）

ただいまの松山議員の質問に対して答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、松山議員のご質問に対しましてお答えいたします。

1点目、職員採用等の基準について。

その1、会計年度任用職員についてということでございます。お答えいたします。新年度から始まります会計年度任用職員につきましては、新地方公務員法第13条及び第22条の規定に基づいて職員採用の基準としているところでございます。

職員採用等の基準について、その2点目、正規職員についてということでございます。お答えいたします。

職員採用等の基準、正規職員につきましては、天城町職員の任用に関する規則に基づき行っております。1次試験においては、一般事務等は教養試験、事務適性検査、職場適応性検査、消防士は教養試験、消防適正検査を行っております。2次試

験においては、一般事務等につきましては作文試験、面接試験、また、消防士は面接試験、体力検査を行っております。1次、2次試験の結果を踏まえて、職員採用等の基準としているところでございます。

2点目、行政運営について。12月定例会で議論された事務的誤り、事件・事故等のその後の処理についてということでございます。お答えいたします。

12月定例会で議論されました事務的誤り、事件・事故等のその後の処理につきましては、各種事故・事案について原因を考え、今後同じような誤りが起きないように、全庁体制で取り組んでいくことを目的にいたしまして、天城町各種事故事案再発防止対策会議を1月30日に開催いたしました。また、該当する職員につきましては、天城町職員の懲戒処分等に関する指針に基づいて、その処分を行ったところでございます。また、この問題に関する監督者責任を明確にするということで、町長の給料月額を2カ月間10%の減額、教育長の給料月額を1カ月間5%の減額を行ったところでございます。

3点目、少子化対策について。その1点目、その1、各種支援制度の拡充について。出産祝い金、給食費、校納金等についてということでございます。お答えいたします。

出産祝い金につきましては、第1子5万円から第6子以降50万円を上限に実施しているところでございます。支援拡充については、対象となる皆さんのニーズ等を把握した上で、多方面から検討してまいりたいと思います。給食費・校納金につきましては、教育長よりお答えいたします。

4点目の高齢者福祉について。その1、敬老祝い金の増額、外出支援、介護予防についてということでございます。お答えいたします。

敬老祝い金につきましては、天城町町単独事業として行っております。令和元年度実績が258人、支給額が322万円、令和2年度は300人、380万円を見込んでいるところであります。増額ということでございますが、今後、対象者数の推移等勘案しながら、これにつきましては検討させていただきたいと思います。

外出支援につきましては、ポイント制度を活用したボランティアグループによる支援、有償ボランティアによる支援、事業所による福祉有償運送や買い物支援などが実施されております。利用者の皆さんの意見を反映しながら、継続さらにまた充実できればというふうに考えております。

介護予防につきましては、ゆいゆいサロンを初めとした、体力に応じた各種サロンを実施しております。また、レクリエーションやスポーツを中心とした自主サロンも実施されているところでございます。より幅広く利用していただけるような介護予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、松山議員のご質問に対してお答えいたしました。

○教育長（春 利正君）

松山議員のご質問、少子化対策について。その1点目、各種支援制度の拡充についての中の給食費、校納金等についてのご質問にお答えをいたします。

給食費につきましては主食に当たる部分を町負担として、おかずに当たる温食費を保護者負担として学校給食を実施しております。拡充につきましては、近隣自治体の動向を踏まえ検討していきたいと思っております。

校納金等につきましては、各学校長の判断で使用する副教材費等について、保護者から徴収をしているのが現状であります。

以上です。

○10番（松山 善太郎議員）

それでは、職員の採用について。まず、会計年度任用職員についてですが、まず、この制度についてどのようなものなのか、わかりやすく説明をお願いします。

○総務課長（袴 清次郎君）

町長の答弁にもございましたように、ことし4月1日から地方公務員法及び地方自治法の改正によって、会計年度任用職員の制度が始まります。これについてはこれまで、各自治体で正規職員の事務補助をしておりました嘱託であるとか筆耕、その方たちが対象になりますが、これまでは規定があいまいであったりとか統一的な定めがなかったことから、法によって会計年度任用職員ということで定められております。

任期につきましては一会計年度、したがって、4月から年明け3月までの、原則としては雇用になります。制度としてフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の2つの制度がございます。本町につきましては、徳之島3町並びに郡内の状況を勘案いたしまして、パートタイム会計年度任用職員を採用いたします。パートタイムといいますと、スーパーでの短時間、また夕方の一定時間をイメージするところがありますが、勤務時間については1日7.5時間、7時間30分になります。8時半から午後5時まで、1週間37時間30分の勤務となっております。

これまで、筆耕、嘱託についてなかった手当等、例えば時間外勤務手当、そして、自宅から職場までの距離が2km以上になると、通勤手当も支給を行います。また、正規職員同様に、6月、12月には期末手当の支給も行います。こういったことで待遇面、福利厚生面がこれまでより優遇されるわけですが、その反面、職員同様にサービスのほうの義務も生じてまいります。先ほど、給与、報酬関係を申し上げましたが、年次休暇、特別休暇等も同様に支給されることとなります。

○10番（松山 善太郎議員）

るる説明してもらいましたが、パートタイムは7時間30分ということで、8時半から5時、例えば、私のところではないというお話ですが、フルタイムはどうなりますか。この違いは、一番大きな違いはどこですか。フルタイムとパートタイムの。

○総務課長（袴 清次郎君）

フルタイム会計年度任用職員につきましては、勤務時間は正規職員同様になります。7.75時間、1週間についても同様でございます。したがって、給料を支給することとなります。パートタイムにつきましては、報酬という形で支給を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

普通に考えて、今現在、嘱託、筆耕の方々の勤務体制はどうなってますの。時間的に。

○総務課長（袴 清次郎君）

現在、8時30分から午後5時15分までとなっております。

○10番（松山 善太郎議員）

先ほどから、これが始まったときからどういうぐあいにするのというぐあいに、ずうっと9月、12月と聞いてまいりました。

そこで、大島郡内の総務課長会で話し合っているという話は何回もございました。みんなで渡れば怖くない方式かも知れませんがね。8時半から5時15分までだった勤務ですよ。普通に考えたら、フルタイムの勤務時間になりますよね。8時半から5時15分は。これをやはり、15分だけ短くするとかなり待遇が違うわけですよ。一番違うのは、フルタイムの場合は退職金を出さないといけない。退職手当をね。財政的に問題はあるでしょうけど、やはり、ここにこういうのがあるんですね。全員パートタイムにしたら、理由は大体わかっておりますが、まず、その全員パートタイムにした理由、大島郡内の総務課長会での大まかな意見というのはどういうものでしたか。

○総務課長（袴 清次郎君）

申しわけありません。1月総務課に参りまして、その会議には出席しておりませんので、詳細については把握はいたしておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

多分ですね、この国が総務省自治行政局公務員部会というのから、マニュアルみたいなのが発行されています。この中にこういった注意書きがある。単に財政上の制約で、合理的な理由なくフルタイムでの任用を抑止することは、適正な任用、勤

務条件の確保という改正法上の趣旨から不適切であると。そしたら、皆さんがやったのは、この財政上の理由からじゃないかなと思うんですがね。

当初、一番最初、前の総務課長1億円ぐらい余分になるんじゃないかなと。その次は3千万円、4千万ぐらいだった。現在、財政的に、今の状態でどれだけ負担がふえていますの。

○総務課長（袴 清次郎君）

昨年度と比較いたしまして、4千102万円増額となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

これよく計算がわからんのですけどね、私が見た範囲では、ことしは報酬と報償費がふえていますね。去年は2億4千万円あった賃金が消えています。ですから、その賃金が消えた分が報酬にいつているわけですよ。9千400万円だったのが2億6千万円になっている。報償費も、5千200万円だったのが1億3千300万円になっている。この報償費が、私たちが普通に考える賃金に値する分でしょうね。予算3億8千900万円と3億9千800万円、これは単純に、あとどこかに、私が見てない分があると思うんですがね。

要するに、報酬と報償費が変わった。こっちのほうで賃金がなくなった。たった1千万円ぐらいの差しかないわけですよ。これは法の目的がちょっとあいませんでしたがね。勤務条件の確保、先ほど言った適正な任用もありますよ。それと並んで、勤務条件の確保、期末手当を支給するのが主な目的なんで、こうしたときに、これをフルタイムで全部やったときにはかなりの金額になったでしょう。しかしこれは、ひとつどう思います。今、140万円ぐらいでしたかね、一番安い筆耕は。筆耕で。あと、男の職員がどれぐらいいるかわかりませんがね。

今の賃金体系では、ひとつ隠れた理由は、私たちが一番考えないといけないのは、今の賃金体系では、結婚もできないし子育てもできないというのが、これも法律の改正の1つの目標なんです。非正規職員をなくそうという、隠れた大きな目的があるわけです。裏を言えば、国は社会保険料を集めたいというのもあるでしょうね。だけど、私たちは子育て世代を増やそうと、なるべく頑張ってもらおうと。そのために、私たちはこの制度を利用すべきかと私は思っています。そこで、今言った全員をパートタイムにした理由は余り合理的ではないと思っております。期末手当の支給割合、今回どうなってます。

○総務課長（袴 清次郎君）

期末手当につきましては1.3、0.65となります。

○10番（松山 善太郎議員）

職員はどうなりますの。



○総務課長（袴 清次郎君）

お答えします。

6月、12月同額ですが、2.25ということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

2.25はちょっと多過ぎるような気がするんだけど、違うか。

○総務課長（袴 清次郎君）

失礼いたしました。先ほど答弁した2.25は勤勉手当も含んだ数字でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

だったら幾らと言ってもらわんと本当は困るんだけど、職員の期末手当は1.3の2回です。ちょうどパートタイムの職員は、期末手当ちょうど半分になっているわけですが、これ半分にした理由は何ですか。これ、できるだけ常勤の職員と権衡という言葉使ってありましたがね。はかりだそうですね。「衡」という字は。つり合いをとりなさいということ、正規の職員とできるだけつり合いをとりなさいとなっているんだ。これ、半分にしたのは特別な理由がなかったらいけないと思う。なぜ半分なのか。

○総務課長（袴 清次郎君）

失礼いたしました。確認の上、回答させていただきたいと思えます。

○10番（松山 善太郎議員）

これは単にですね、職員の半分ぐらいでいいんじゃないのと、こういった感じで決めたのではないかと私はそう思いますけどね。しかし、それは法の趣旨に反するんですよ。単に財政的な理由でそんなことをしていけないと言っている。不適切であると。これは私が言っているんじゃない。総務省が言っているんだ。これは余りね、わかりますよ気持ちは。なるべく出るのを少なくしようとするのは。経済の基本ですのでね。しかしお互いがね、弱い立場にある非正規の方々、これは私は何回も言っている。なるべく正規職員で、全部全部雇いなさいねと。150でいいがねと。別に適正化計画なんてなくてもいいがねと。身分保障して、結婚もさせて、子育てもさせないと、これ私の持論なんですね。今回もうちょっとうまくやってくれと思ったんですが、これはこれで致し方ないでしょう。

でですね、この0.65をさらに70%減にして30%にしている。要するに、4、5の2カ月しか勤務してませんから、そこは職員のそれにきっちり合わせているんだ。30%しか支給しないよと。1.3は合わせないけど、そこはちゃんと、落とすのはちゃんと合わせて落としている。

これで、見よう見方によっては、ほとんどの職員が1年中働いているんで、それ

は、中には10年というのもある。10年目もある。前々から勤務しているという解釈もできないこともない。2カ月勤務じゃなくて、その前の1年も2年も3年も、ずうっと勤務しているわけだから、今回制度ができて、新たに任用しただけであって、実態は、ずうっともう10年以上勤務しているわけですからね。無理やり出そうと思ったら出せたんだ。だけどこれはまた、押し問答な話し合いですから、やむを得なかったといえはやむを得なかったんですがね。

来年度、これはことし採用した分には、12月2日からずうっと継続して勤務したということで、6月1日に半年という解釈をしていいと。来年度はちゃんと30%カットしなくてあげていいというのがある。後はこの0.65をどうするかということなんですがね。これは、町長ねこれ、これはそう大した金額じゃないんですよ。大した金額じゃない。どっちみち半分はあげるわけだから、あとの半分が増えるだけですからね。その報酬欄の期末手当というのをずうっと合計していったら、そんなに大した金額にはならないと思う。来年からは1.3、1.3にできるのかどうか。

手の内をあかせば、これは段階的に引き上げていいという1つの解釈もある。だから、今回は0.65ですよと。じゃあ、来年は幾らですよと。再来年は、じゃあ1.3、1.3にするのか。来年から1.3にするのか。ここら辺をどう判断しますか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

基本的には、パートタイムとフルタイムというところを分けたということが1つあるわけですが、パートタイムを分けたんだったら、パートタイムの中で、しっかりとした適正な給与、また報償とも支払うというのが普通、当然でありますのでね、そして今、法律の趣旨を見ますと、やはり臨時職員、また非常勤職員が、今現在、地方行政の重要な担い手となっているということがまず、その前提条件にあるわけですので、ここをしっかりと適正な任用、適正な勤務条件を確保していくということが、この法律の改正ということでもあります。

その中で、パートタイムとフルタイムに分けたということではありますが、やはり、パートタイムで分けたんであったら、パートタイムでしっかりと適正な勤務条件というものは確保していくというのが当然でありますので、そこら辺についてはまだ、これから始まるわけでありまして、しっかりと検証しながら、訂正できるものは訂正していく、そういった考え方が私は、一緒に働く人間に対して、職員に対して、やはり適切な対応かと私は考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

今までなかったボーナスがあるわけですから、ボーナスと言ったらいかんですね。期末手当があるわけですから、それだけでうれしいはずははずなんです。筆耕の方々は給料が、かなり大幅に給料も上がる。毎月、1万円単位で給料が上がりますね。それは当然、本来あるべき姿だったんですよ。同一労働同一賃金なんて言い出す前に。そんなに筆耕とか臨時の子を、10年も15年もそんな状態で使っているという理屈は一向にないと思います。ですからね、来年度はまずボーナスの助成ですね。

次に報酬、給料ですけどね。報酬を支払うわけですが、この報酬は出た日だけ、日額で払うのか、全体のやつを12で割って月給であげるのか、そこはどうするのいいですか。4月から。

○総務課長（袴 清次郎君）

支給方法につきましては、日額単価の出勤日数ということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

これもですね、総務課長はまだ頭が柔らかくないものでね。年額は決まっているわけですね。だったら、皆さんの計算は、フルで出たらこれだけという計算をしている。だったら、その出なかった分はお金が残ってくる。払えないということになる。これ、月給にしても全然問題ないと思うんですけどね。月ぎめにしても。年休もあるわけですから、ちゃんと。そこら辺を日給月給じゃなくて、あっさり年額は幾らということで予算措置してあるわけですからね。12で割って、あっさり月給であれば気持ちがいいと思いますよ。休むたびに、ああ、7千円とられるとかね、そんな悩みがなくなりますので、やはり、そこら辺をもうちょっと、運用の仕方を見てもらいたいと思います。日額の計算についてなんですけどね、これをちょっと、計算の方法を説明してもらえますか。

○総務課長（袴 清次郎君）

会計年度任用職員につきましても職員同様に、給与表を採用いたします。フルタイム職員につきましては、その給与表に示された額そのものでありますが、パートタイムにつきましては、示された給与表の額を割ることの月の勤務日数、基準日数が21日でございます。そこから、勤務時間の7.5時間をかけたものから、フルタイムの7.75を割ったものが基準単価であります。

例を言いますと、一般行政の方たち、1の1で今回スタートいたしますが、14万6千100円割る21日掛ける7.5時間割る7.75で6千733円。現在の日額は6千200円ということになっております。先ほど、計算式に当てはめたところの一般行政事務の方ですが、6千733円、現在が6千200円ということです。

○10番（松山 善太郎議員）

これね、530円上がるわけですのでね、21日分だから1万500円と、あと33円分上がるわけですよ。1万円以上給料が上がることはいいことですが、この計算について、少し気になるところがあります。この21日という数字はどこから出てきたんですか。根拠がありますか。

○総務課長（袴 清次郎君）

年間の祝祭日を除いた日数が243日、それを12月で割り崩したものでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

そんな簡単にわかること聞くまでもないと思うんだけど、243、12で割ったら20.25になりますよ。12で割って20.25にしたときに、その6千733円は6千957円になるんだ。21日に私がこだわっているのはそういったところです。21日根拠探せないかもわかりませんので、もう時間も迫っておりますので、この21日というのはね、根拠がないそうです。

こういうのがある。21日の根拠について。国家公務員の通勤手当の回数乗車券の月の平均だそうです。全く根拠がない。もう1回言いますよ。国家公務員が通勤する。回数券をはかるのが21枚だそうです。何かで決まっているみたいだ、これは。その数字が21であって、今言うように、243日の勤務であれば、ここは243で割ってほしい。日にちで。243だから、ここは20.25になる。ただ、この給料のところは6千957円になる。ただ、その163万円、年間分が169万円になる。給料が上がっても、たった6万円です。だけど、たった6万円といいますがね、さらに月5千円給料が上がることになる。

ここら辺ですよ。給料を上げて助けてあげよう、やってあげようかなと思って仕事をするのと、なるべく少なくしようと。役場のために頑張ろうと。私たちは役場のために頑張るんじゃなくて、平たく言えば、役場のためにも住民のためにも一緒ですけど、やはり、この際、この法律は非正規の臨時の職員を何とか助けてあげようというのが法律の趣旨ですのでね。やはり、こういったところも、この243、これは21で割るんであれば、21掛ける12、その243日を252日で計算したらいい。整合性がとれる。21で割るんであれば、勤務日数は252日にしないといかん。21掛ける12だから。そうでなくて、243日でするんであれば、割る12で、その21が20.25になる。これは普通の算数の計算ですけどね。

ここら辺の整合性というのをぜひ、すぐすぐ補正で対応しなさいとまでは言いませんが、来年度あたりは、ここら辺をきっちり、勤務日数を正式に数えてするんであれば、その勤務日数を12で割ったのが今の21に変わる。21でぜひ計算する

んであれば、同じように、日数は252日にして、年額を出して、できれば12で割って月給であげてほしい。

後ですね、勤務時間について少し聞いておきます。

そこを見ているかどうかわかりませんが、学校の用務員の方々、7.5時間ですけど、これはやっぱり、8時半から5時までということで、勤務時間は設定していますか。用務員さんの勤務時間です。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。

現在は8時15分から4時45分となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

これも時間に直せば、8時半から5時まで。これ、どこかで15分間カットしないといけない。7時間。そこまで厳密には言いませんが、厳密に言えば、勤務条件は、ちゃんと時間、給料、勤務時間、それをちゃんと書面にして渡しなさいとなっている。だから、それにこの8時15分から4時45分、これから15分カットしないといけないんですね。どこでカットするかは大変なことですよ。

学校に8時15分、先生方も8時には全部出勤している。用務員さん、そこにこのこ行くわけですね。先生方は5時まで勤務している。用務員さん、先にさっさ帰りますね。私はそうはやってないと思いますよ。これもね、現実的じゃない。一番現実的でないのは、次々ありますよ。保育所の勤務時間はどのようになるわけですか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

保育所につきましては、園児の登園、降園時間が変則となりますので、早番と普通出と遅番という形で、7時半出勤と遅出が9時出勤ということでなっております。

○10番（松山 善太郎議員）

課長、私が言っているのは、今度はね、今は7時間45分だ。役場職員も8時半から5時15分まで勤務している。ここらは7時間45分だから。今、今度はこれが、保育所も7時間半になる。今言ったように、8時半からぴしゃっと5時までの勤務になる。時間で言えばよ。7時間半だから。15分短くなるわけですよ、今度。それはちゃんと、雇用通知書に書かないといけない。何時から何時まで勤務ですよ。月給は幾らで幾ら、日給幾らなら幾ら、そういうのをちゃんと、文書で書いて渡さないといけない。

ですからね、保育士なんかの勤務は、そう一律にぱあっとやったら、こういった齟齬が出てくる。これ、勤務の時間帯を組むのに、そんなにうるさい保育士の先生いないでしょうけど、今までどおりやってくれると思いますけどね。厳密に見ると、

15分間短くしないといけないんだ、全部。用務員もここも。おまけに、この7時間半の中には、休憩を必ず1時間与えなさいとなっている。学校の用務員さん、保育士の先生、1時間休憩できませんよ。家に帰るとか、そこら辺でごろごろ寝るとか、お互いと全く違うんだ。立場がね。ここら辺も、給料表かどこかで、ちゃんと1時間分配慮すべきだと思う。学校の先生方の給料はそうになっている。休憩時間がないもんだから。学校の中に入ったらずっと勤務だ。だから、特別に手当がついていると思う。

でね、司書。図書館の司書ですね。この子なんか6時間になっている。これ、勤務時間どのように考えてます。豊島課長がやったわけじゃないから大変でしょうけど。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。

現在6時間となっております。この分については、内容等を調べさせていただいて、また後ほど回答させていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

これですね、こういった勤務体制でね、お互いみたいに、きっちり昼から昼休みがとれない場所があるわけですね。ここらやっぱり、来年度あたりからフルタイムに持っていくとかね、フルタイムに持って行って、7時間45分、今までどおり働いてもらうとかね、そういう具合にしないと、7時間半の勤務で、15分勤務時間を少なくなって、昼時間勤務するわけですよ。学校の司書補なんていうの、昼時間やっぱり、主に完全にあけますからね。昼時間休むわけいけないんだ。子どもはその時間にしか来ないわけだから。要するに、ここら辺の勤務体制というのは、もうちょっとしっかり整備してほしいと思います。

あと1つで終わりたいと思います、この部分は。

休暇がとれます。これはね、特別に無理かもわかりませんが、産前産後の休み、休暇、これに普通の職員は、扱いはどうなってますか。給与とかそこら辺。産前産後の休暇。

○総務課長（袴 清次郎君）

正規職員については、特別休暇のほうで対応しております。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、特別休暇にはなっている。給与は支給するわけですか。有給ですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

有給です。

○10番（松山 善太郎議員）

これね、有給かというのは給料があるかということですけど、いいですか。あのね、これね、パートタイムは無休になっていると思う。休みたくても、給料がないから休めない状態になっていると思う。多分。規則か条例で。ここはね、やはりお互いの目的とする少子化対策のためにもね、ここら辺はぜひ配慮してほしい。

給料をあげていけないのであれば、何らかの形でね、無休の休暇とするとなっている。裁判所なんか、有給は呼ばれるときだけだ。その後は無休の休暇になっている。

あと第6表、弔い有的时候に休むのが、規則の本文の中に、その6表を見なさいというのがないような気がする。そこら辺も見て言っています。

今、最後言った産前産後の休暇はぜひ、職員が有給が出れば、こっちもぜひ有給にしてもらいたいと思います。町長どうですか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

即断はできないところでありますけども、臨時非常勤職員が、やっぱり、しっかりと勤務条件を確保されるような、そういったものについては、しっかりと前向きな方向で考えていきたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 午後 0時01分

---

再開 午後 1時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入る前に、午前中の松山議員の一般質問に対する答弁に説明漏れがあったようですので、その補足説明をいたさせます。

○総務課長（袴 清次郎君）

午前中の会計年度任用職員の期末手当の率について説明不足であったので、説明をいたします。

私、1.3ということで説明をいたしました。職員については6月、12月、1.3、年間合計が2.6でございますが、会計年度任用職員につきましても、移行後、最初の当初の年度は1.3を採用いたしますけど、段階的に引き上げ、改善を行い、最終的には、職員と同額のところを考えております。

あわせて、会計年度任用職員につきましても、会計年度ごとの採用ということになりますが、来年以降、経験年数や、そういったものを加味しながら、職員同

様に、給与表の中で昇給をさせていただきます。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

一般質問を続行します。

○10番（松山 善太郎議員）

それでは、正規職員の採用について、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、聞いていきたいと思います。

先ほど、1次試験、2次試験があるということでしたが、1次試験の監督者、いわゆる試験管ですね。これはどういった方々が試験会場に入られるのか、まず、これをお願いします。

○総務課長（袴 清次郎君）

職員採用試験の試験会場での監督員ですよ。総務課の職員になります。

○10番（松山 善太郎議員）

続けて聞きます。2次試験の、いわゆる面接と作文があるわけですが、これはそれぞれ違うと思うんですが、これはだれが当たるのか、どういったメンバーが当たるのか。

○総務課長（袴 清次郎君）

令和元年度の採用試験についてでございますが、一般企業の方から2名、もう1名は企画課長が行っております。

○10番（松山 善太郎議員）

企画課長というと、今の企画課長ですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

前。

○10番（松山 善太郎議員）

前の企画課長ね、わかりました。その企業というのは、企業名ぐらいはいいんじゃないですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

企業からお願いしたところが南西糖業株式会社、九州電力株式会社のお二人でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

ちょっとですね、2次試験は以前にですね、本人に確認したわけではありませんが、町長の後援会長が2次試験の試験官になったときがあるというような気がするんですが、違いますかね。今の町長じゃありませんよ。前の。

○町長（森田 弘光君）



お答えいたします。

かつて一度だけ、そのような事案があったというふうに記憶しております。

○10番（松山 善太郎議員）

今後はないと思うんですがね。

それとですね、2回続けて総務課長のご息子が試験を受けている。その試験会場に試験官で総務課長が入っている。これ、余りよくないと思うんですがどうですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

令和元年度の試験につきましては、ご息がおりますので、外れております。それで、企画課長が当たったということになっております。

○10番（松山 善太郎議員）

私が言っているのは、その前の1次試験も含めてなんですが。

○議長（武田 正光議員）

松山議員、後刻また調査して答弁するようにいたします。

○10番（松山 善太郎議員）

次にいきます。

適正化計画、149名でいいんですかね。

○総務課長（袴 清次郎君）

条例上の定数は155名、適正化の職員の人員は149で間違いございません。

令和2年4月1日は147になります。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、私の勘違いじゃなかったらいいんですが、資料をいただいているんですが、この元年度というのがあります。この元年度の試験で、今度採用予定ということでいいんですかね。

○総務課長（袴 清次郎君）

令和元年度、試験を最終合格された方、一般7名、保育士2名、学芸員1名、農業1名、計11名でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

これですね、適正化計画、退職の予定は五、六名しかいないんじゃないですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

定年退職者が5名、早期退職者1名、自主退職者1名、計7名となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

そうなりますとね、プラス4で、これは町長に答えてもらいましょう。私が職員

をふやしたほうがいいんじゃないかと、何回言っても、適正化計画があるからだめということで、何回も答弁もらってますので、これはこれでいいんですか。適正化計画よりオーバーになりますけど。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

今回、11名採用ということの中で、これからいよいよ、新年度の中で、いろんな事業、また派遣、そういったものを、県外とか、いろんな県庁とか派遣を、そういったものを想定した中で、11名ということで採用させていただいております。

適正化計画の中で少しオーバーする。ちょっと私の中では、具体的によくわからないところがあるんですけども、そこら辺がオーバーしているのかもわからないところはありますけど、そういったしっかりとした研修等を含めて進めていきたいという中で、今回11名採用ということになっております。

○10番（松山 善太郎議員）

今まで何回相談といったらおかしいんですが、私は職員はふやしたほうがいいという派ですのでね、今まで、何度相談しても、適正化計画があるから。建設課に行ったら、長寿命化計画があるから、大きな課で担ってたんでそれ、いとも簡単に、たった1年で、いとも簡単にできるもんだなと思って、これで別によかったら構わんです。県庁あたりがうるさくなかったら、やはり、県庁あたりに行って、書類を見せるのは多分総務課長ですのでね、余り困らせないようにしないと困ります。

次ね、最後。あんまり言いたくはないんですけどね。採用の傾向があるんですね。28、29、30、元年度までですね。47名試験に通っております。消防士を抜いてですね。このうちに、役場のOBの子、役場の関係者の子ども、役場の職員の子弟が13名いるわけですね。はっきり調べてはないんですが、ひょっとしたら、前の町長の関係の方とか、そういった方もいるかもわかりません。それでも3割強ですよ。

これについてね、この間も少し触れたんですが、実際に、数字でこうして見ますと、その前が25が0ですよ。26が0、27が1、28になって、やっと2ですね。29が3、30年が4、ことしが4、これ、職員の子弟がふえる傾向にあるんですが、これは試験の結果、やむを得ないと思うんですが、もう、ここは町長、感想だけでいいです。どう思われますか。ちまたでは、役場職員の子じゃなかったら役場職員になれないというような風評がある。あくまでも、これは風評だ。あんまりよくない風評ですからね。

受験者の数がこういった風評を反映しているかどうかははっきりはわかりませんよ。39、36、40、31、24、29、26、受験者の数がずっと減ってきて

いるんですね。ここら辺を見て、もうそんなに難しいことありません。町長の感想を、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

基本的には、公開試験と申しますか、試験をして、その中で採用しているところが、まず基本的にあるんですが、その中で、結果として、その比率が多くなってきているというのは、私も感じております。

また、昨年の「む〜るし語ろう会」の中でも、そのような町民の方から私に直接、何かそのような傾向があるということで、もう少し、いろんな形で広く人材を集めるといふか、採用するような形を希望するというご意見が、直接、私にも寄せられているところではあります。そういう中で、いわゆる役場の経験したOBの方のご子息が少し多くなってきているというのは、数字的には出ていると思います。

○10番（松山 善太郎議員）

それで1つだけです。ここで言う高専、高等専門学校というのはどういった種類の学校でしょうかね。大学、短大、専門学校、高卒となっています。

○総務課長（禰 清次郎君）

専門となっているところかと思いますが、通常言われる高専ではございません。さまざまな専門系の学校がありますが、2年間ないし3年を要する、そういったところの専門学校であります。

○10番（松山 善太郎議員）

これもひとつ、試験の内容も聞く予定だったんですが、時間がなさそうですのでね。試験の内容等もあると思いますが、これはやはり、高卒も短大卒も大学卒も、実力の差の出にくい試験なんではないでしょうかね。実力と申しますか、ちょっと語弊があります。学歴に余り左右されない試験問題なんではないでしょうか。

○総務課長（禰 清次郎君）

1次試験の教養試験でございますが、高等学校卒業以上のものということで、40問を120分間で解く形式になっております。

それと先ほど、総務課長、前任になりますが、昨年の第1次試験、第2次試験とも、試験の会場にはおりません。監督委員からは外れております。

○10番（松山 善太郎議員）

わかりました。

お尋ねしているのは、去年、ことし、30、元年度ですね。高卒、専門学校卒がふえる。そんなに顕著ではありませんが、多分、こういった傾向になるんじゃないかなと思うんですけどね。11名中5名高卒・専門学校卒、18名中12名、9名

中5名、その次も9名中、ここ28年度からじゃないですね。29、30、元年と半分を超えているんですね。その受験した中に、大卒とかそういった方がいらっしやらなかったかどうかはわかりませんよ。採用の傾向としては、そういったのがあるということ。

それと30年度の、ちょっと乱暴じゃないかなと思うんだけど、18名採用してますのでね。ここら辺も151人になった、149にとまらないだと思っんです。

それと最後です。ことしは4名の中に、ここにOB4となっておりますが、OBでないのが混じってませんか。現職の職員がいるんじゃないですか。元年度の試験の合格者の中に。私がOBの数だけ調べたことある。ここに、OBの欄に4となっておりますが、4名ともOBじゃないような気がするんですが、1人、2人ぐらいは現職の職員がいませんか。

○総務課長（袴 清次郎君）

4名中3名がOBの方で、1名は現職でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

あとですね、町長にお聞きします。

学芸員というのが通っております。これもはっきり確認したわけではありませんが、もし違っていたらお許してください。これ、町長の身内ではないでしょうか。違いますか。学芸員。

○町長（森田 弘光君）

学芸員、私の身内ではございません。

○10番（松山 善太郎議員）

大変失礼をいたしました。これはこれで終わりです。そういった傾向があるということで、役場のOB、あるいは職員の子弟が平気で入っている。そんなわけに、今回はそうでないんだそうですが、その前は、総務課長さんが試験場に試験官で入っている。そういったことがくれぐれもないようお願いをしておきたいと思っます。

あとそれと、先ほど、言いそびれたんですが、総務課長に頭が固いと言ったんですが、決して悪い意味ではありませんので、真面目過ぎて、ちょっと融通がきかないという意味ですので、悪く思わないでください。申しわけありません。

2項目めにいきたいと思っます。もう簡潔にいきます。

12月の議会で職員の処分をやるということで、やると思ったらおかしいんですが、適正に対処するということでしたんですが、6月の総務課長と税務課長の嚴重注意まではいっております。その後、一応簡単に教えてもらえますか。その後の処分です。

○総務課長（袴 清次郎君）

令和元年度の処分内容でございます。

ただいま議員がおっしゃいました2件以降のものでありますが、6月に出張について、最終権者の未決済のまま出張に出たということで、嚴重注意が行われております。これについては、懲戒審査委員会のほうは実施はされておられません。11月に4名の職員について処分がなされております。懲戒処分と審査委員会は11月23日に開催しておりますが、出張旅費の精算の不備によるものであります。当職員、そして関連する監督責任を問うものであります。

1月に入りまして、これについては懲戒処分と審査委員会は実施はされておられません。嚴重注意がなされている職員が2名おります。これについては、内容については、議案の差し替え、または議案の消費税の誤りの件であります。1月に入りまして懲戒処分と審査委員会を1月10日に行っております。昨年、本町において発生しました備品の遺失、そして、防災センターにかかわる問題で、懲戒処分または訓告処分がなされております。

○10番（松山 善太郎議員）

9月の議会の分、私がいただいた資料にはその処分欄がなかったんですが、今、嚴重注意と言いましたが、間違いありませんか。

○総務課長（袴 清次郎君）

嚴重注意じゃなく、口頭で注意を促したというところで訂正をお願いいたします。

○10番（松山 善太郎議員）

これはですね、いい悪いは別にして、例えばですよ。不備による議案の差し替え、それは6月13日の時点では嚴重注意なんですね。次、9月。これは、1件は総務課の議案ですよ。これは職員だけ口頭注意ということで、前と随分中身が違いますが、その前の訓告も、総務課長も監督責任ということで訓告を受けておる。税務課のそのときも訓告を受けている。このときだけ、要するに、公平さをちょっと欠いているんじゃないかと。監督している課長は何もなくて、部下だけ口頭注意。しかも、片一方を嚴重注意で、片っ方は口頭注意ですよ。同じ議案の出し直しで。ここら辺についてはどう考えられますか。

○総務課長（袴 清次郎君）

やはり、指針がしっかりと示されているわけですので、こういった事案等については適正に行われなければならないと考えております。この懲戒処分等審査委員会でありまして、なるべく、こういった会が開催されることがないように、今後、職員としてもしっかりと再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

私が言っているように、審査委員会は持たなくてもいいんですが、それはもう、町長と総務課長の判断でも構いませんが、公平さというような、いわゆる均衡、釣り合いを失わんようにしないと、片っ方は嚴重注意で総務課長も責任をとっている。片っ方は職員だけで、しかも口頭注意だと。やったことは一緒だと。こうなりますとね、余りいいものではない。私たち見るほうも。やはり、ここら辺をぜひ、きっちり注意してほしいと思うんですがね。どうですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

まさしく、おっしゃるとおりであると考えます。今後につきましては、しっかりと対処させていただきたいと思えます。

○10番（松山 善太郎議員）

最後に、マリッジットの件なんですが、これはこの間、全員協議会のとときに、当事者も来まして、話して、話の結果を全然聞いてないんですが、これは、話の結果は、私たちが聞いてないうちに、課長が訓告、担当の職員が訓告、教育長が減給と、これ結局、最後はどうなったんですか。このマリッジットの件は。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

結論的には、現物を私たちが弁償するということはないということで、私におきましては、先ほどありましたように、教育長の給与を減額していただいたことによって、私の責任の一端を果たすことができたのではないかなと、こう思っているところでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

教育長ですね、責任のとり方としては当然ですよ。責任をとるのと、なくなったものをどうするかというので、この問題なんですよ。物をなくしたわけだ。二百何十万円の。誰が見ても過失だ、あれは。間違ったやり方でやったとしか思えない。これ、だれが見ても、そこから抜けるようなものじゃない。摩耗して切れたと言うんじゃないけど、それこそ怠慢じゃない。摩耗している、ちょこっと引っ張って切れそうなやつで、何でそんな海に出る。そこら辺はね、言いわけにも何もなっていないわけですよ。私が聞いているのは、そのマリッジット自体をどうするのかということです。誰が買うのか。

○教育長（春 利正君）

お答えをいたします。

そのマリッジットの現物がないということで、委託業者にも賠償請求をすることが難しい。それからまた、メーカー側にも原因がわからないので、賠償請求することもできないという状況で、今、とどまっているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

メーカーさんが、現物がないから故障の原因は自分のほうかどうかわからんと、それはメーカーさんが言うのわかります。実際に乗っていた人が乗っていてそれからおりた、そしたらそれがなくなった、それは全然メーカーの弁償するのと、それ実際に乗っていてまたがっていた人が弁償するの、全然意味が違うと思うんです、違いますか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

当時の契約書の中にも具体的にそういうところはなくて、乗っていた人も過失ではないということ、私たちは理解をしているところでございます。それで、繰り返しますけども、現物がないとその原因が解明できないということで、今後、そのまた情報を得ながら、対処していきたいと考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

そうなりますと、言いたくないことまで言いたくなります。契約して仕事が始まりもしないうちに、幾らですか、金額は、委託料。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

148万7千円でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

その148万ですよ、仕事がまだ始まっていないうちに、なぜお金払ったんですか。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

前の12月議会でも話しましたが、委託契約の中でガソリンとかそういう先に使うものがございまして、その辺を含めて、やり方としてはちょっと早目に委託契約あり方というのは間違っていたと思いますので、その辺はこれからまたしっかり精査して、このようなことがないようにしていきたいと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

これからこうする、これからこうするというのは、私達に余りそうそう関係はないわけです。私達はやったことに対して、今現在進行中のことについて、そりゃまじいんじゃないのと、そういったやり方はいけないんじゃないのと、私たちの仕事なんです。今からやるのはそっちの仕事、私達は今あること、今までしたこと、それがどうなっているか見るのが私たちの仕事です。あなたのそう書き方も気に入らない。マリッジェット遺失事故、遺失という意味はなんですか、遺失事故の遺失、教育長でも結構です。遺失事故という字句を使っている。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

遺失ではなくて、消失ということになるかと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、遺失というのは、本当にうっかり、例えが悪いんですけど、年をとって物忘れがひどくなる、そういった状態で遺失だと思うんです。これ遺失という言葉使うと、本人に全く責任はないんです。ぽけっとしていたとか、手に持っているのをうっかり落としたりとか、そういった状態じゃないかね、私思う、ここに遺失事故だなんて書くと、責任も何もなくなる。違うでしょ、これは、その人が乗っていたわけでしょ、それが走り出す直前まで乗っていたんだ、直前まで。

それでこの間の説明、どう聞いてもないね、マリッジットが頭の上を飛び越えたっち、何ですか、それ。全速で走っているマリッジットが、暴走した、自分が落ちた、それでマリッジットが頭の上を通ったと、いかにもドラマみたいなわけのわからんことを言う、それと課長、燃料代と言いますが、燃料代はそれ6月から使うもんなんですか、マリッジットいつから乗るの、主に夏休みじゃない。何の燃料代ね。答弁。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

教室がございます、5月か6月、そのときに委託の方もお願いしてやるときもありますので、そのとき使う燃料代とっております。

○10番（松山 善太郎議員）

何か燃料代を私の車なんか満タンにしても8千円ぐらいかな、そんなその燃料代を払うために148万も払っただなんて、そんなわけのわからんこと言ってもらっちゃ困りますよ。

それと、民間のマリッジットがあつて、それもあそこに入れているという話もご自身でなされた、それは今どうなっている、艇庫に。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

現在は、本人持って行っているということです。委託業者のほうから。

○10番（松山 善太郎議員）

注意したからでしょ。余りにも契約のやり方、お金の払い方、あり方がずさんなんです。委託契約なんて、ことし始まったばかりじゃない。すったもんだしたでしょ、それ払わんとはいけないのちゅうことで。何のために委託するのと。1年もたたんうちに事故ですがね。何をかいわんやですよ。しかもだ、弁償もさせないという、



全ての責任を負いますという文書は1回は出したんじゃないの。なぜ撤回させたの。もう1回。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

先ほどから申し上げましたように、委託業者の乗っている方の過失とか、そういうのがはっきりしないということでもあります。いわゆる水上バイクが、現物がないとその原因がわからないということで、今、情報をいろいろ集めたりしているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

らち明きませんが、要は、外れるべきじゃない普通ならあり得ない鍵が外れたと言っている。私が思ったら初めからバンドをまいていないだけじゃないの。それでとまらなくなったのは、スロットの全開にやり過ぎじゃないの、どういった仕組みになっているか。スロットは返らないちゅうのは。スロットは返らないから鍵も抜けた、あわてて飛び出たんじゃないの。あれだけのスピードで走っているのが、その前に落ちて頭の上通るだなんていうこと考えられませんよ、普通。本人なんか言ったでしょ、それ、そんなわからんことないでしょと、帰りなさいと、帰りなさいと帰したわね、何の話ねと。

ですから、あり得ないこと平気で言う、鍵が抜けた、頭の上をマリジェットが通り過ぎた、普通ないですよ、そんな。予算書の中に出てきても認められませんから、それは。

処分の内容について聞きます。この処分の内容を見ますと、どこやったかな、この処分の内容が私は最終的に町長も含めて、10%の2カ月でしたか、私は軽いと思う。この間の条例のときも、私は反対をしました。これは、この案件は全てです。公文書の偽造、完成検査終わっていないやつを完成検査したということにしているわけだから、公文書の偽造だ、それ使ってお金も払った、行使だ、公文書偽造行使これには、町長も全部すべからく印鑑押している。

今回、令和元年に上げていますと、この元年のこの処分したのは、全部町長が町長になってからですよ。これが全て総務課長がかかわっている。ほとんどに、その決済をしていないというのを除いては、議会に提案した分とかほとんどそうですから、総務課ご自身のもある。総務課ご自身の税務課の責任をとっても、総務課ご自身なのは、責任もとっていない、やはりこういったことじゃいけないと思います。

やはり町長、この間少し乱暴かもわかりませんが、たたき込んでいけないといけないというお言葉をお使いになりました。私はまさにそう思います。もうちょっと性根をたたき込まないと、役場の金だから、安易にやり過ぎる、仕事もです。間違

うのも安易にやり過ぎるからですよ。やはりそこら辺をもう1回たたき直すためにも、私は町長の処分が、前総務課長の処分も軽いんじゃないかなと思います。いま一度、ご説明をお願いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

まずは、議会また町民の皆さん方に大変ご迷惑をかけたこと、改めておわび申し上げたいと思います。そういう中で町全体として1月31日には、天城町各種事故、事案、再発防止対策会議というものを開かせていただきました。その中でいろんな事務処理、そしてまたいろんなそういう事案等、再発しないようということで、お互いが確認をしてきたところでもあります。

そういう中で、最終的な責任者である本人の処分については少し甘いのではないかというご指摘も、前回の臨時議会の中でもあって、反対のご意見もあったわけです。ありますけども、今回私はこれまでの、多分と思いますが、これまでのいろんな町長としての処分の中では、一番最高の責任、金額的なものとかそういったのはとらせていただいたのではないかなと、私自身は考えているところでございます。

それでもまた、これでもまだ少し軽いのではないかというご意見については、十分真摯に受けとめながら、これからしっかり対処してまいりたいと考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

あと1、2点はこれでいたします。審査委員会のメンバーはどういったメンバーですか、これも課長で結構です。

○総務課長（袴 清次郎君）

天城町懲戒処分等審査委員会の委員は、課長、局長となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

仮定の話はいけません。副町長がいらっしゃれば副町長も入るわけですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

副町長が委員長となっておりますが、現在は不在でありますので、総務課長が兼ねております。

○10番（松山 善太郎議員）

このメンバーどれくらいなんですか。議員の中からも多少意見があるんですが、全員がどう思っているかわかりませんが、これは外部から委員を入れるのはまずいんですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

天城町職員の懲戒処分と審査委員会設置規定というものがございます。その中で、必要がある場合は、町長がその都度任命し、または委嘱するというふうを示されて

おります。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、これは、そんなたくさんはいらないと思う、このメンバー全員で人が人を裁くのにそんなにたくさんはいらないと思う。裁判所でも普通3名でしょ。やはり人が人を裁くというのは、数がたくさんになる。しかも身内が集まるごとにやりにくくなる。これ一緒ですわ。誰が考えでも。

だから、副町長、総務課長にあと課長一人、二人ぐらいですよ、あと2名か3名ぐらい外部から入れて、その規定自体を変えて、外部から入れて、こういったときは詳らかに処分したほうがいいと思うんですがいかがですか、難しいですか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

実は、平成23年5月1日に、本町天城町懲戒処分等の指針というのをつくらせていただきました。そのときまでそれがなかったわけですけど、やっぱりきちんと先ほどの公平性を担保するというので、この指針をつくらせていただきました。

その中でも懲戒処分の委員にあたるいわゆる外部委員というんですか、そうしたものも入れたらどうかというご意見等があったんですけども、そのときはかないませんでした。ただいろんな法的なところとか、ほかの自治体の事案等を多分そのときには斟酌というか、参考にしたのではないかなと思っておりますが、今回また改めて議員からそういうご指摘もありましたので、ここら辺が実際外部委員というものが適当なのかというのを含めて、ちょっと検証させていただきたいというふうに思います。

○10番（松山 善太郎議員）

私はやっぱり処分を厳正にする必要もないんですが、悪いことしなかったらいいわけですので、その処分に関する審議、いろいろあったときに、厳正に対処すると、じゃあ公務員としての自覚を喚起し、不祥事の発生を防止すると、これまさに厳正に対処するためには、私は身内が身内を裁くのはいけないと思います。やはりそこぜひ考慮してもらいたいと思います。

以上、ここら辺いろいろ申し上げましたが、これで、もうちょっとあるんですが、もうやめときましょう。

少子化対策にいいなと思います。出産祝金、これはちょうど私忘れていたんですか、いろいろめくっていたら去年は3月にちょうど同じような質問を少しだけ触れているんです。町長就任して1回目のときです。そのときは、非常にいい表現ですね、「見直す時期だ」という認識は持っている」と、やるともやらないとも言っていないんですが、本当は、今先ほどそれと、まさかこれ町長が書いたんじゃないな

いと思いますけど、「対象者のニーズを把握して」という言葉があります。対象者という子宝をもうけた方ですね。この方のニーズはなんて。ニーズは5万でも1万でもニーズはあるんじゃないですか。お金上げるちゅうのに、ニーズがないなんちゅう人いないと思いますけど、こら辺の表現の仕方何か人を小馬鹿にしたような表現になっていますので、気をつけてもらいたいと思います。

これ、30年、元年と32人、40人、この40人は40人になっていないはずですね。かなり少なくなっていたような気がします、どっかに書いたんですけど。これは、30年度32名、元年度40名で、ことしは何名見込んでいるんですか。出産祝金です。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

失礼しました。40名を見込んでいるところです。

○10番（松山 善太郎議員）

そのことし540万見込んでいるんですか、これ実際にはどれぐらい、最終的にはどれぐらい対象になる予定ですか。もうあとわずかしかなかったか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

申しわけありません、先ほどのご質問ですけれども。

○10番（松山 善太郎議員）

それは去年だろ。

○保健福祉課長（碓本 順一君） 今年度、令和元年度の見込みをおっしゃっていましたか。

○10番（松山 善太郎議員）

見込みは2年、元年は40名という数字が出ておる、だから2年度の見込みは幾らか、元年は最終的に何名になるのかということです。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

濟いません、資料ちょっと今手元にございませんで、後ほど報告させていただきます。申しわけありません。

○議長（武田 正光議員）

調査して報告、答弁させることにします。

○10番（松山 善太郎議員）

わざわざ出産祝金について答弁しているということ言っている。いただいた資料で、30年度が32名、元年度は見込みで40名、40名の見込みはあと20日しかない、見込じゃなくて、ぴしゃっとプラスマイナスワンぐらいで出せるはず。そんな対応じゃ困ります。

ことしも675万、予算書に出したばかりでしょ。675万の対象、40名が

540万ですから、675万で40名ちゅうことはないでしょ。そんな計算はやっていないでしょ、まさか。

だから、ここら辺の数字がある程度は、もうこうなると余り信用できませんね。ある程度の数字が出てこないと、町長に金額ふやしてくれませんか、これぐらいしかありませんよと相談できんわけじゃ、金額もわからんで、むやみやたらにふやしてくれというわけにはいかないわけです。

町長、これ極端に言えば倍増、当初の見込みはかなり危うい540万が135万もふえるはずはない1年で、私が思ったら。その前の540ちゅうふえるにしても、そこら辺が妥当じゃないかなと思う。ですから、600万ぐらいにしましょうか、倍増しても600万です。

財源が保育所の方で浮いたのが2千200万ほどあります。「あれは福祉に使えるようにしなさい」と誰かが言ったら、町長「そのようにしましょうね」と答弁している。あれは、今から私が言う少子化とか給食費とか敬老祝金とか、ここら辺にぜひ余分になったと言ったら言い方おかしいんですが、今まで保育所に払っていた分が国が面倒みる、予算が額ですると2千200万ほど少なくなっている、3千700万が1千500万になっています、当初予算です。

ですから、その2千200万をここら辺に何とか倍増とまでは言いませんが、もうちょっと色をつけないと、よその町村も、やはり保育料を一緒になって後から追いついてきた、それは国のあれだね、施策で。国の制度がこの奨学資金も貸与、非課税世帯とか住民税非課税世帯とかそういった世帯には、無償給付の奨学資金をやるようとしている。後からどんどん制度が追いついてきているんです。こうしたら有利になるよと思った制度が。

ですから、やはりここはふんばりどころで、前に前に走らないと、お隣伊仙町、私のとこのこの31が信用できる、32が信用できる数字であれば、私のところ倍にはなっています、60ぐらいには、生まれる子供の数。

ここ数年で、一時期200ぐらいまで人口の差が縮まった時期がある、今また400とか500、伊仙町と人口の差が開きつつある。それで向こうに年間30名ずつ追いかけても5年で150名追いかれますから、子供の数だけで。だからここら辺を少子化対策というのを出産祝金、お金が出ることだけがいいことではありませんが、背に腹はかえられないと、もうどうしようもないところに追い込まれたような気がしますので、ここら辺をひとつ、その2千200万の行方をいいぐあいに考えてもらいたいと思いますが、答弁お願いします。

#### ○町長（森田 弘光君）

基本的には、ここの議場の皆さん、そしてまた町民みんな同じだと思います。や

はりこれから少子化対策をいかにしてやっていくか、そして子育てをしやすい環境をどうやってつくっていくかというのが、それぞれ各自治体に課せられた課題だというふうに思っております。

そういう中で、本町、子育てしやすい環境にあるということで、私たち自身が言うのではなくて、外の皆さん方が、天城町子育てしやすい環境にありますということで、マスコミ、新聞等にも書いていただいて、大変うれしく思っているところでもあります。

そんな中で、やはり子育てしやすい環境ということ、環境だけでなく、やはりその中身でどうやっていくかということは大事なことであります。この出産祝金を含めまたほかのこれから議論になります高校生までの医療費の問題、それから我が家でゼロ歳から3歳未満の子供たちを育てる人たちをどう支援していくか等を、そこ辺トータルとして、もう1回スクラップアンドビルドではないんですが、そこら辺をしっかりと考え直し、そして本当に必要としているところについては、重点的に財政を投資していくということが大事かというふうに思っております。

あと、この出産祝金について、またしっかりと検証しながら、そして今、第6子以降が50万という金額があるわけですが、そこら辺はそこでとめていいのか、そしてまた第1子あたりから第2子ぐらいをもうちょっとやっぱり強く、我々は強く推していくとか、いろんなそういった段階もあるかなと思っておりますので、もう1回検討させていただきたいというふうに思います。

**○10番（松山 善太郎議員）**

給食費ですが、給食費の資料も自分で計算したほうがよかったかもわかりませんね。実質の個人負担額についてということで資料をもらったんですが、例えば中学校180円掛ける実施日数、3万5千280円掛ける162名となっております。これが実質負担額なのかどうか。

**○教委総務課長（豊島 靖広君）**

お答えします。

今、資料を提出させていただきました分で、各負担をしていただいております。その負担をしていただいている分について、一律ですが、その分について、また準要保護児童生徒援助費ということで給食費、これは平成30年度におきましては決算を資料に載せています195ページの載せておりますけども、給食費の助成という形で一部また助成をさせていただいております。

**○10番（松山 善太郎議員）**

そこに私はわざわざ資料を請求する、実質の個人負担額というのを出したわけです。いわゆる課長が説明している、その扶助費を除いた分が実質負担額という考え

で私は資料請求したわけですけど、余りよくないのかな、まあまあ結構です。これは小中学校合わせて大体1千500万ぐらいのもんです。1千500から1千600、扶助費が230万から250万ということになると、実質1千200万ぐらいから1千300万ぐらいの個人負担になります、年間、給食費ですね。これちょっと保育料の3千700万円に比べたら安いもんですが、ここら辺も後でちゃんとした数字を出して、町長にもちゃんと上げて、ここら辺どこら辺まで見直すにしてもこれそんなにたくさんはあれもこれもはできないはずですので、ここら辺をやはりきっちりした数字を出して町長に上げてください。こうしたらこうなりますよというのは、やってもらいたいと思います。

あと校納金についてなんですが、校納金を教育長でも余り言いたくありませんが、その副教材というのも、私わかっています。学校じゃ校長先生が印鑑を押して教育委員会に持ってきて、教育委員会がそれをオーケー出すというのもわかっています。これ負担軽減をするための資料ですので、小学校で平均して幾らぐらい払っている、中学校で平均して幾らぐらい払っている、小学校1年生で幾ら、中学校1年生で幾ら、できれば資料請求というのはそういったことなんです。

子育て支援の少子化対策の拡充ということで、出産祝金を上げる、給食費を免除する、校納金も流れとして当然免除する、その金額が欲しいわけです、幾らなのか。その学校から上がってきた、校長が決済したやつを教育委員会が印鑑を押して、はい副教材これでいいですよと、そこら辺まではわかっています。ですからその金額が欲しかったんですけど、これも出して教育委員会あたりでこういった要望が出ましたけどと、どういったもんですかねと、ぜひ諮ってみてください。

最後になりますが、敬老年金にいきたいと思います。敬老年金は、今のところ、大した金額出していないんですが、これでいいわけですか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

昨年も確か議場でお話させていただいたかと思います。以前、平成16年当時ですか、100歳が10万円、それ以降5万円ということで、平成17年からかな、推移してきているところです。90代の皆様が、非常に増加傾向がございまして、どうなんだと言われますとあれなんですけど、100歳に関しましては現場としては検討の余地もできれば、もうちょっといい形で敬老のお祝いできてもいいのかなと思っているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

町長にこれ数字が合っていると思うんですか、元年度322万、90歳以上全部上げてですよ、ことしも当初が380万、敬老祝金なんかもそれこそ大した金額じ

やないわけですよ、そういわれると先ほどの出生祝金のところもそんなもんですか。私はもっとたくさん上げているのかなと思った、お年寄りに。極端に言えば5万を10万にして2万ですか1万ですか90歳から100までは、そこも倍にしても、それこそ倍にしても六百何十万ぐらいの数字なんです。

やはりこの間ちょこっとだけ触れて、このときも町長は、もう1回考え直すという時期にきていると、全般的にですね、子育て支援もこの敬老祝金あたりも、全般的に見直す時期にきていると、これ小泉内閣の時代にばっさり切ったといういきさつがあるんです。12万だったのが今5万になっていますから、ピーク時は12万です。だから、こういったばっさり半分以上に切って、切ったといたらおかしいんですけど、大なた振るった分を、もうちょっともとに戻すような余地はあるんじゃないかと思います。

最後に、介護予防についてゆいゆいサロンの実施状況だけを簡単に教えてもらいたいと思います。

**○保健福祉課長（碓本 順一君）**

お答えいたします。

ゆいゆいサロンに関しましては、各集落で週1回実施させていただいております。あともう1個彩りサロンというのがございます。これが役場の包括のほうで実施しているところなんですけれども、認知症予防のためのサロンとなっております。平成28年からやっているところですが、平成30年度で180名参加となっております。

あとゆいゆいサロンに関しましては、ちょっとお待ちください、年1回サロン交流会というのが実施されておまして、これが参加者が30年度で203名、元年度で175名の参加となっているところです。

**○議長（武田 正光議員）**

もう時間が迫っております、簡潔に。

**○10番（松山 善太郎議員）**

ゆいゆいサロンの参加者が去年からことしに70名ぐらい減っています。これは気がついていると思うんですが、これの対策はどう考えているのか。

**○保健福祉課長（碓本 順一君）**

お答えいたします。

先ほどサロン2種類申し上げましたけれども、実は男性の方が非常に少ないです。今サロンに来ていらっしゃる方以外の皆さんが参加しやすいようなものをつくれなかなと、今、社会教育課のほうに健康指導していらっしゃるこの方の指導を仰いだり、また保健センターのほうで教室的などところを開催した中で、もっと幅広



い皆さんの参加を促したいというのがございます。

あともう1個が自主サロンというのがございまして、スポーツ系でいえばグランドゴルフ、あとレクリエーション系でいえばカラオケ等がございます。そこら辺のところももうちょっとてこ入れして、各集落に2つ3つぐらいつつ作るきっかけが組み立てられたらなというふうに、令和2年度は考えているところです。

○議長（武田 正光議員）

先ほどの答弁の中で、総務課長のほうからの答弁で修正が加えられるということでございます。総務課長。

○総務課長（袴 清次郎君）

失礼いたしました。元年度の職員採用試験のところ、OBが3名、現職が1名と回答いたしましたが、現職は2名OBが2名ということで訂正をさせていただきます。

○10番（松山 善太郎議員）

議長、最後。大変お聞き苦しい点があったことをテレビごらんの皆様初め、議場の各位にもおわび申し上げたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（武田 正光議員）

以上で、松山議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。2時15分に再開します。

休憩 午後 2時04分

---

再開 午後 2時15分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席番号7番、久田高志君の一般質問を許します。久田議員。

○7番（久田 高志議員）

こんにちは。新型コロナウイルスが全国的な広がりを見せ、不安な日々を送られているかとお察しいたします。マスコミ報道では、感染者の増加の報道ばかりですが、一方では、3月3日現在、220名を超える方が全快、完治され、退院をされているようでございます。ウイルス感染でお亡くなりになった方々のご冥福を祈り、また感染入院をされている方々にお見舞いを申し上げ、1日も早く治療薬やワクチンの開発がなされ、事態の終息が図られることを願いながら、先般の通告に従い一般質問を行います。

まず1項目め、医療対策について。島内で治療が難しいと言われる疾病患者への

旅費助成要綱の内容はどのようになっているか。

2項目め、教育行政について。各小学校の児童数及び今後の推移について、どのように捉えているか、またどのような対策を考えているか。

3項目め、公共交通について。公共交通の利便性向上対策及びコミュニティーバス、タクシー運行について検討できないか。

4項目め、農政について。農作物へのイノシシ被害状況はどのようになっているか、また、今後の対策についてどのように考えているか。2点目、今後の新規品目導入等についてどのように考えているか。

5項目め、空港周辺の堤防解体許可について。許可条件は遵守されているか。

6項目め、これ事務調査とありますが事務検査です、事務検査特別委員会について。事務検査特別委員会の申し入れへの対応についてどのようになっているか。

以上、6項目7点について一般質問を行います。

先日来、重複している案件もございますが、執行部のわかりやすく誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

ただいまの久田議員の質問に対して、まず初めに森田町長から答弁を求めます。

**○町長（森田 弘光君）**

それでは、久田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、医療対策について。島内で治療が難しいと言われる疾病患者への旅費助成要綱の内容はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

島外治療旅費助成につきましては、新年度より実施すべく準備を進めているところでございます。内容といたしましては、1回当たり徳之島、鹿児島県の離島割引適用後運賃の半額相当を上限に年度内3回までと予定しております。

また、介添者についても、必要性が認められる場合は、医師の意見を参考に助成の対象にする予定としております。

2点目の教育行政については、教育長のほうからお答えさせていただきます。

3点目、公共交通について。公共交通の利便性向上対策及びコミュニティーバス、タクシー運行について検討できないかということでございます。

お答えいたします。

公共交通の利便性向上対策ということにつきましては、昨年8月南部地区にデマンドバスの運行を開始したところでございます。その他地区におきましても、生活に必要な公共交通の確保や、また来島者などの利便性を図る必要があるというふうに考えております。

新たなコミュニティーバス、タクシー運行など、地域の実情、そして住民ニーズを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

4、農政について。その1点目、農作物へのイノシシ被害状況はどのようになっているか、また、今後の対策についてどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

本年度のイノシシ被害は、県内全市町村において増加しておると聞いております。特に島内においては、昨年の倍近いのではないかと推測されております。今年度は、サトウキビ農家を対象にいたしまして、徳之島におけるイノシシ被害対策研修会を防災センターで行いました。また、電気柵などの資材補助事業の予算を倍増し、農家個々へのイノシシ被害対策を実施するとともに、12月から2月まで、猟友会による有害の捕獲活動も強化をしているところであります。

令和2年度につきましても、イノシシ被害対策事業予算の増額や猟友会による捕獲の強化など、イノシシ被害防止対策に努めてまいりたいと考えております。

農政について。その2点目、今後の新規品目導入等について、どのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

新規品目といたしまして、近年、トルコギキョウや実エンドウなどに取り組んできたところでございます。現在は、農業センターでレザーリーフファンの試験栽培にも取り組んでおります。

今後も、新規品目導入におきましては、栽培技術の確立や経済性、また販路などを含めて検討してまいりたいと考えております。

5点目、財産管理について。空港周辺の堤防解体許可について、許可条件は遵守されているかということでございます。

お答えいたします。

徳之島子宝空港東側にあります堤防の一部撤去につきまして、昨年、令和元年7月29日に許可いたしました。許可条件については、遵守されているものと認識しております。

堤防の解体箇所について、緑化のための植栽、そしてフェンスの設置を行い、空港への往来が規制できるようにしております。

安全対策には、十分これからも配慮してまいりたいと考えております。

6点目、事務調査特別委員会について。その1、1点目です。事務調査特別委員会の申し入れへの対応について、どのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

事務調査特別委員会から4項目の申し入れがございました。これにつきましては、その原因を考え、今後、同じような誤りが起きないように全庁体制で取り組んでいくことを目的に、天城町各種事故事案再発防止対策会議を行っております。

また、該当する職員につきましては、天城町職員の懲戒処分等に関する指針に基づいて処分を行い、あわせて、町長の給料月額を2カ月、10%の減額を行ったところでございます。

議会及び町民の皆さんには、大変ご迷惑、ご心配をおかけしましたことを改めておわび申し上げ、再発防止に努めていきたいと考えております。

久田議員のご質問にお答えいたしました。

**○議長（武田 正光議員）**

続きまして、教育行政について、春教育長より答弁願います。

**○教育長（春 利正君）**

久田議員のご質問、教育行政について。その1点目、各小学校の児童数及び今後の推移について、どのように捉えているか、また、どのような対策を考えているかのご質問にお答えをいたします。

各小学校の児童数の推移は、減少傾向にあります。特に小規模校においては、その対策としまして、山海留学制度を効果的に実施し、児童数の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（武田 正光議員）**

それでは、自席からの質疑を続行していただきます。

**○7番（久田 高志議員）**

それでは、1回目の答弁をいただきまして、順次質問のほうを続けてまいりたいと思います。

まず、1項目めの医療対策について。

昨年12月議会で、3月議会でお示しできるように努力したいということでありました。そういった中、先日要綱の写しもいただきましたけれども、周知をするという意味も含めまして、今回改めて質問させていただいているところでございます。

先ほど1回目の答弁がありましたように、島内で治療が難しいと言われる疾病につきまして、島外への治療に行かれる方々に対して、飛行機であれば離島割引運賃の半額相当を上限に、年度内3回まで助成をするということであります。そして、介助者が必要である場合は、その介助者も適用されるという1回目のご答弁をいただきました。

ちなみにこの要綱は、いつごろからの実施を予定されているのか、今現在、進行

形で通われている方々の救済措置があるのか、そういったところを先、お尋ねしてみたいと思います。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

今、たたき台の1つ上のぐらいの感じで、今要綱のほう仕上がりつつあるんですけども、あと、医療機関とのすり合わせ等が、病院側に証明してもらおう書類がございます。これで、医療機関として支障がないのか等の了解を得られたら、速やかに実施したいと思っております。

また、これについてもう一点、いつからというところなんですけども、可能であれば、もう4月1日から、仮に5月とかになっても、さかのぼって適用できるような形をとらせていただきたいというふうに考えております。

○7番（久田 高志議員）

4月1日から実施されるという見込みであるということで、非常に有り難く、恐らく島民の方々も町民の方々も非常に感謝をしているところだと思います。

こういった形でたたき台という流れで、これからやはりスタートをして、とりあえずこの要綱を制定して実施をしながら、やはり改善が必要なところも少なからず出てこようかと思われまして。そういったところを改善しながら、精度の高いこういった要綱であってほしいと思っております。

まだ、医療機関との話し合いをなされていないということで、大体疾病の範囲、大体どういったもの、どの辺が対象なのかということと、やはりこれスタート、最初が肝心であって、これはまた何度も申し上げますように、やはり病院を選ぶ制度であってはいけないと。どうしてもこの島内で治療ができないと言われる、困っておられる方々を救済するための措置だと私は思っております。

そういった流れの中で、その辺の最初のスタートをしっかりと、毅然と対応していただきたいという申し入れと、この要綱、後々運用しながらでも結構だと思うんですけども、年度内3回という制限がございます。

この一例で言いますと、例えばがん治療等で実施しますと、活用というか利用することになりますと、例えば放射線治療等々で、放射線治療恐らく今島内でできないと思っております。島外へ行かれたりする方々のそのクール、要は1カ月1回行かれる方もいれば、やはり3カ月に1回程度行かれる方も、半年に1回ぐらい行かれる方もいらっしゃるわけです。そういったところも今後、もちろん予算がついてくることでありますので、そういったところの対応も、例えば、「おおむねこの3回を上限とするが」と、「必要があればその限りでない」とか、そういったものを改善していただきたきながらしていただきたきと。

あと、またこの制度の何というんですか、伝え方、しっかりと周知活動、もれなく皆さんが情報を得られるような、わかりやすいやり方でしていただきたいと思っておりますが、そういった形で周知等は考えておられるでしょうか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず、冒頭のこういった疾病がというところなんです、実はこの話、動き出すに当たってデータのほう分析しようと思いました。年間2万件程度、島外の治療の実績がございます。しかもそのレセプト、その診療内容のデータなので、その病名が非常にわかりづらくて、結果的には、きちんとした分析にはつながりませんでした。

ただ、その中で想定されたのが、今お話もございましたけども、放射線治療等伴うがん、これが大きな割合を占めるかなと考えておるところです。

またもう一点、島外への緊急搬送、そこら辺もしっかり範囲内に取り込みたいなと、取り込めるような制度にしなければいけないなというところで考えているところなんです。

お話の町民の皆さんへの周知のところなんです、この制度につきましては、医療機関、まずもってその島内の医療機関の証明、これこれこういった理由により、どこどこの病院を紹介しますといった形の病院からの意見書をいただきます。なので、当然文字放送とか、音声告知、文字放送等での告知はする予定なんですけども、私たちは、そのメインは医療機関のほうに熟知していただいて、ぜひ天城町民の皆さんにそういったケースが出たときには、この制度をお勧めしてほしいというところで、協力依頼をお願いすることにしております。

○7番（久田 高志議員）

わかりました。できれば本町の広報あたりを活用したり、さまざまな機会でも、む〜るし語ろう会とか、そういった会があるときにでもやはり周知をしていただいて、活用がしっかりなされ治療が進められるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

願わくは、これは今後でも構いません。介助が必要な方々となりますと、恐らく宿泊施設の利用も想定されますので、予算を見ながら、そういったところもまた今後の課題としていただきたいと思っております。非常にすばらしい制度だと思っていますので、ぜひ精度を高めて、もっともっといい形のものに仕上げていただきたいと思います。要請をしながら、次の質問に移りたいと思っております。

教育行政についてということで、1回目の答弁で、各小学校の児童生徒数は減少傾向にあるということでございました。

その中で、小規模校においては、山海留学制度等の活用をしているということで

ございました。この山海留学とは、具体的にどういった制度なのか、お尋ねしたい  
と思います。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。

この制度ですけれども、天城町内の山海留学の指定の学校に入学、または転校する  
ことを希望する児童生徒を指定の学校に、里親家族型等で受け入れをし、その学校  
に入学して、そこで、その地域の方々と交流を踏まえながら生活をしていただく  
ということを目的としている事業です。

○7番（久田 高志議員）

それでは、もう一点お尋ねしてみたいと思います。

施政方針にも書かれております。山海留学制度の拡充や特認校制度を生かした支  
援活動をしたいと。この特認校制度とは、どういった制度なんでしょうか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

特認校制度は、例えば、ある学校に籍を置いて、そしてまたその子供が、いろん  
な事情によって、特認校の指定している学校に行きたいと要望があれば、それは教  
育委員会、町内であれば教育委員会で認めて、そこの地区から、自分の自宅から特  
認校に、希望する学校に行けるという制度でございます。

○7番（久田 高志議員）

ちなみに、この特認校制度、小規模特認校だという認識だと思っておりますけれど  
も、本町で指定されている学校は、何校で、どことどこになるのでしょうか。

○教育長（春 利正君）

お答えをいたします。

特認校制度をとっていますのは、与名間分校、そして三京分校、西阿木名小学校、  
西阿木名中学校が特認校制度をとっております。

○7番（久田 高志議員）

わかりました。1回目の答弁でもありました小規模校を対象にということござ  
いましたけれども、山海留学制度やこういった特認校制度、小規模特認校。教育委  
員会あたりで、どの程度が小規模で、どの辺が大規模だと捉えているのでしょうか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

県の平均で行きますと、本町には大規模校というのはありません。ほとんど本町  
においては、小規模校に当たるのじゃないかなと、いわゆる今各小学校1学級で成  
り立っております。その中で、しかもその児童数が少ないと、もう20名を割って

いる学校もありますので、さらには、複式になる可能性もあるという状況にあります。

○7番（久田 高志議員）

そういったところだと思います。特認校制度、制度上、おおむね全児童生徒数が100名以下の学校あたりが、特認校とされるというような文言がございました。本町でいいますと、与名間分校、兼久小学校、西阿木名小学校、三京分校、小学校でいえば、中学校でいえば、3中学校全て該当すると思います。

こういったところの学校に対しても特認校を認めたり、山海留学とかそういったことを活用して、その児童生徒数の誘致といいますか、その増員を図る対策、例えば町外島外から、山海留学であれば対応できると思うんですけども、今後、こういった小規模校、もうほぼ、天城小学校、岡前小学校も令和6年までの推移を見ると、まだ100名を超えている状況でありますけれども、今後の近い将来、また100名切ってくる可能性もあるわけですので、ぜひそういったところの対策を早目に講じていただきたいということでございます。

この100名を切るような各小中学校、特認校としての認定は、協議していただけるのでしょうか。

○教育長（春 利正君）

お答えをいたします。

特認校、それから山海留学制度についても教育委員会で話題にして、今後どう対応していくか、考えていきたいと思っております。

○7番（久田 高志議員）

ぜひ、小規模校の中でもやはり超小規模校と言われる学校も存在するわけです。

ただ、この制度のいいところは、やはり学校をある程度選んで行けると、やはりその少人数で勉強したいとか、そういった方々は行きやすくなったり、例えばスポーツをしたり、部活動をしたいという方々は、またそれ相応の学校に移動可能になるわけなんです。そういったところを少し臨機応変にして、教育環境の競争というと余りよくないかもわかりませんが、やはり超小規模校というんですか、そういったところに関しては、もう、いい言い方をすれば、先生がマンツーマンで教育をしていただける、そういったメリットがあるかと思います。

やはり、そういったところを生かしながら、要は、山海留学においてはもう全国から、やはりその町内でいわゆる小規模校、小中学校の、やはりもう特定の学校ではなく、全体的に小規模校なわけですから、やはりそういった対応・対策をもう少し強くしていただきたいということです。いかがでしょうか。

○教育長（春 利正君）



お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、その子供たちが、自分の特性を生かしたい、希望する学校に行きたいという要望もありますし、また、保護者もそういう気持ちを持っているかもしれません。その制度につきましては、学校の指定に関する変更があります。そういう保護者から要望がありましたら、そういう対策をとっているところがございます。

**○7番（久田 高志議員）**

そういった対策も必要だと思いますけれども、山海留学制度とか活用できたりするようなことは、各その北中学校にしても、天城中学校にしても、もちろん兼久小学校にしても、今、その特認校じゃない学校をしっかりと特認校にしていくことも一つの方策だと思っておりますけど、もう一度、答弁をお願いします。

**○教育長（春 利正君）**

お答えいたします。

先ほど申しましたように、町内の全ての学校、どう特認校制度に取り入れていくのかということにつきましては、また教育委員会で協議をしながら考えていきたいと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

わかりました。それでは、また今後、教育委員会でその議論された内容についても、またご報告いただければと思っております。

それでは、次の3項目め、公共交通についてと。

これは、先日の昇議員からもございましたけれども、非常にアクセスが悪いと、昇議員からもありました空港で言いますと、奄美便、奄美からの第2便目が到着しても、公共交通機関、そこにバスはないといったところでもございます。

もう一点、公共交通と言われるものは前回質問もしておりますけれども、ほかの公共交通機関、例えば船、飛行機等とのアクセスをしっかりとしていけないといけないということでございます。

以前も、質問も何名からか出ていますけれども、平土野港へのバスルートは確保できないのかということと、あともう一点、前企画課長のときに、すぐ実施するような答弁いただいていたけれども、寄港地変更がなされた場合の交通バス路線というか、そのバスの対応はできないのかということですが、その辺は、その後の対応は、どういうふうになっているんでしょうか。

**○企画課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

このバス路線につきましては、12月議会までの間、いろんな方々が質問されて

きたのは、議場の場で聞いておりました。

今、ただいまのご質問であります平土野港であったり、また、亀徳本港に着く船が平土野港に着いた場合の対応とか、そういったものについての質問でございますが、今現在、ちょっと申しわけありません。私のほうではまだ、そのこれまでの経緯については、今のところ把握はしておりません。

**○7番（久田 高志議員）**

前課長もまだ定年前ですので、しっかりと情報をいただいて、引き継いで、しっかりとその辺は対応できるように実施していただきたいと思っております。

1回目の答弁で、その南部地区にデマンド交通を開設したということでございますけれども、今のこのデマンドバスのあり方について、何か気になるようなことはないでしょうか。

**○企画課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

今現在は、北部地区と南部地区に1台のバスで運行はいたしております。北部地区については7便、南部地区については4便という運行がなされております。

また、以前この議会の場で、そのデマンドバスを平土野港まで持っていけないかとか、あと空港まで乗り入れることはできないかという議論をしたことは承知しておりますが、それ以外、まだまだ私も浅いんで、なかなか気づく点がないんですが、今現在は、空港と平土野港までの延伸というか、そこにバス停が設けられないかというのが課題としてあるというふうに認識しております。

**○7番（久田 高志議員）**

一つ、1点は、北部地区に関して言わせていただければ、この平土野・与名間間運行されているこのデマンドバス、午前の便はかなり充実されているように思えますけれども、この1時を過ぎたあたりから、4時5時あたりまで、バスがデマンドの予約すらできないような状況なんですけれども、要は、午前中買い物、病院等で、この1時30分までに用事が済めばいいんでしょうけれども、万が一ちょっと過ぎたあたり、過ぎた場合、5時前まで帰るすべがないというような状況があります。ここの運行時刻帯にないというのは、どういった理由なんでしょうか。何か特別な理由があるんでしょうか。

**○企画課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

今、私もデマンドバスの時刻表は、手元にあるところでございます。これ、与名間からの発で5便目が13時30分、次の6便目が17時ということで、かなり4時間近く空いているという現状がございます。

また、南部地区も4便目が14時55分当部を発ということで、午前中は、かなり両方充実はされておりますが、議員がおっしゃるように、2時から5時ぐらいまでがちょっと便がないなというふうに感じております。

この理由については、今現在、私のほうでは把握できておりません。

**○7番（久田 高志議員）**

そういったところでございます。改善の余地がたくさんあるような気がいたします。

施政方針の中で、今後も交通の利便性確保、確保という文言が少し気になるんですけども、利便性の向上に努めていただきたいんですが、何か具体的な案とかはないでしょうか。

**○企画課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

このデマンドバスに関しては、徳之島3町にあります徳之島地域公共交通活性化再生協議会というのがあります。その中で、路線等、バス停等いろいろ検討しているようでございます。このデマンドバスに関しては、先ほど午前中もありましたが、空港ですとか、また港、こういったところにも立ち寄れるような形がとれないか、また今、この時間的な空白がありますので、この辺について、どうしてこのような形になっているのか、また改善できるのであれば、このようなことを改善していければというふうに思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

地域公共交通活性化再生計画ですか、そういった流れの中で、恐らくこういう計画が立てられて、南部地区の運行に関して多少計画の変更があったかと思えますけれども、恐らく施行されてもう10年以上、この計画立てられて、平成19年ですか、10月にこういった法律が施行されて、こういった計画が立てられたものだと思います。

これ、ほかの町なんですけれども、島外ではありませんが、この運行後、運行後に全戸アンケートをとって、どういったことがあればいいのかというアンケートをとったようでございます。移動実態アンケート調査という形で。

こういったアンケート等は、計画策定しての後、とったことはございましたか、記憶にあればお願いします。

**○企画課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

私が認識する限り、そのようなアンケートはなかったかと思いますが、今回、南部地区のデマンドバス、8月から運行しております。これについては、4月以降、

半年以上経過しますので、その後の住民の方々の意見、そういったものはアンケート調査していければと思っています。あわせて北部のほうも、あわせてそのような住民ニーズがどうであったのかとか、そういったものもしっかり検証する必要があると感じております。

**○7番（久田 高志議員）**

この町、この資料の町でありますと、デマンド運行をしたけれども、利用が余りないと。どういった理由かということアンケートで調査したようでございます。

「最寄りの停留所まで遠い」「乗りたいときにバスが来ない」「行きたいところへバスが行かない」とか、こういったことが多くの理由だったようでございます。

このような条件を、このデマンドバスで満たすことは不可能だということで、その後の対応を切りかえたようでございます。

課長、一度アンケートをとってみたいとかは思えない、考えられないでしょうか。

**○企画課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、アンケートの必要性については十分感じておりますので、来年度4月、5月あたり、アンケートはとってみたいと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

わかりました。ぜひ、一度アンケートをとっていただいて、私が今この資料を持っているこの町は、人口1万5千人程度の町で、結局、そのデマンドバスでは、この乗客のニーズに応じられないということで、フルデマンド、単純に言えば乗り合いタクシーを運行して、平日の8時から5時の間、車両2台で運行しているようでございます。利用率が非常に向上して、少し困っている状態も起きていますと、予約がとりにくいということで、その要因としては、乗りたい時間の30分前に電話をすれば迎えに来てくれるというような状況であるようでございます。

そして、また一つ、これまたおもしろいのが、回数券の発行しておりまして、乗車回数券に町内の商店で使用できる買い物券等をつけて、やはり地域の活性化にも貢献しているようでございます。

あと、もう一点おもしろいのが、このデマンドタクシーを巡回バス、デマンドバスから切りかえたことをきっかけに、高齢者の外出する機会が大きくふえて貢献していると。そういった中で、いわゆる健康寿命と言われるものが、この県内でトップクラスであると。そしてさらに、健康保険の前期高齢者1人当たりの医療費が、県内の市町村の中で一番低かったというようなことが、データとして出ているようでございます。

こういったことを踏まえて、乗り合いタクシーの導入を検討できないかという提

案でございますが、いかがでしょうか。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

このデマンドバスにつきましては、ここ近年、運行している仕組みでございます。これについては、先ほども申し上げましたが、アンケート等をとって、そのニーズをしっかりと的確に把握していきたいというふうに考えております。

確かに、先ほど議員がおっしゃったように、この利用者の数も私の手元でございますが、やや利用人数が少ないのかなというふうに思っております。これについては、我々の周知不足もあろうかと思っておりますので、この辺は、先ほどの中で改善していくという話ございましたので、改善していきたいというふうに考えております。

またさらに、その乗り合いタクシー、こういったものについては、午前中の昇議員からもございました。非常に、そういったタクシー不足、そういったものもありますので、その辺は、また別のこととして捉えて、また検討していきたいというふうに思っていますし、またこのデマンドバスのアンケート等によりましては、今の委託事業から直営事業ということも考えられますので、そういったことも含めて今後検討させていただければと思っております。

○7番（久田 高志議員）

ぜひ、今後その改善をしていただきたいと。

この乗り合いタクシーに関しても、住民の登録制度になっているようで、登録をすることによって、依頼があったときにその場所が簡単に特定できると、そして利用計画も立てていけるというような内容でございます。あとでまたこの資料は、また課長のほうに差し上げますので、ぜひ参考にさせていただきたいと。

こういった流れの中で、もし今こういった制度が導入、導入というか実施できれば、先日の昇議員からもあったように、例えば夜間運行、平土野あたりで歓送迎会や忘年会、新年会と、そういったシーズンがあったり、やはり皆さんも平土野を利用する流れの中で、帰るときに誰か迎えに来てもらったりという方法しか今ないわけです。代行で帰ることもできず、タクシーも時間遅くなると電話に出てもらえずと、そういった流れの中で、ある一定の料金設定をして、北と南に同じ車両を使って走らせることができれば、それこそ平土野地区の活性化にもつながったりするんじゃないかと、車があるわけですから、あとは人員の確保で、そういったことも可能だと思います。

それはもう今後の課題として結構なんですけど、やはりこの乗り合いタクシーの導入、私はかなり必要だと思っておりますので、ぜひ検討して、すばらしい結果を出

していただきたいと思っております。

町長のご意見を伺って、この質問を終わりたいと思いますが。

**○町長（森田 弘光君）**

基本的な私たちのまちづくりの考え方、子供から高齢者まで、健康で笑顔のまちということでもあります。やはりそういう中で、いわゆる交通弱者、そういった方々をしっかりと守っていくということは、そういうまちづくりの大きな課題だというふうに思っております。

せっかくデマンドバスを運行しているのに、なかなか使い勝手が悪いということであれば、そのより使い勝手のいいほうに移行していく、そういったものについては、全くやぶさかではないというふうに考えております。

また、アンケート調査等踏まえながら、そういったものについて可能性、そういったものを探っていければというふうに思います。

**○7番（久田 高志議員）**

わかりました。それでは、またしっかりと取り組んでいただきたいと要請をしながら、次の4項目めです。

先日、秋田議員からもございましたけれども、イノシシの被害状況、多少復唱となろうかと思いますが、昨日の答弁ですと、イノシシの捕獲頭数は約前年度の1.5倍、今時点で来ていると、与名間あたりに関しては、かなりの被害が出ていると、全町的に、著しい被害が出ているというようなご答弁でございました。

そういった流れの中で、この捕獲頭数がふえた要因、頭数がふえたのか、何かその狩猟期間が伸びたのか、そういったところをお尋ねしてみたいと思います。

**○農政課長（山田 悦和君）**

お答えいたします。

狩猟期間と禁猟期間がございますが、今年度につきましては、狩猟期間につきましても捕獲報奨のほうを、補正予算をいただきまして実施したところでございます。

そこには、要因としまして、イノシシの被害がかなり拡大してきていると、そういったことから捕獲報奨のほうを出させていただいているというところでございます。

**○7番（久田 高志議員）**

もう一点、この捕獲されている場所、地域、その捕獲されている多い場所とか、大体どういったところで捕獲されているのか。

一つ気になるのが、侵入防止柵が、今壊滅的状态になっている状況の中で、捕獲場所がどういうふうな形で推移されているのか。例えば、柵際なのか、完全にその集落の中とか、何というんですか、今まで入ってきていなかった地域あたりで、ま

た捕獲がふえたりしているのか、そういったところが少し気になります。

どういった状況でしょうか。把握があれば、お願いします。

**○農政課長（山田 悦和君）**

お答えいたします。

申しわけありません。しっかりとしたデータのほうは、私のほうで、今、把握はできていないんですが、状況としましては、以前よりかなり集落寄りのほうにかたよってきているということで伺っているところでございます。

**○7番（久田 高志議員）**

これは、集落寄りの場所で、罾で普通に捕獲がされているんですかね。ちょっと気になります。

わからなければいいです。

**○農政課長（山田 悦和君）**

濟いませぬ。また、後ほど資料のほうで提供させていただきたいと思ひます。

**○7番（久田 高志議員）**

今までの侵入防止柵ができる以前、山にイノシシがいるときには、大体、けもの道じゃないけれども、イノシシの通る道がやはりあると伺っております。それが、山から里のほうに寄ってくるにつれて、どこにでも移動が可能で、罾では捕獲が非常に難しいというお話も伺ったことがございます。そういったことで、捕獲場所が少し気になったところでございます。

そういった流れの中で、昨日の質問でもございましたけれども、やはり、里側におりてくると、なかなか鉄砲も使いにくい、罾でもかかりにくい状況が、続いているんじゃないかなという思いがござひます。この中から、やはりイノシシをどうやったらというおそらく柵をとったところでも、山に帰ることはないと思ひますけれども、これを、追い出す方法としては、狩猟犬しかないのかなと思ひておりますが、この町内の猟友会の皆さんの狩猟犬の使用頭数とかは、把握されてないでしょうか。

**○農政課長（山田 悦和君）**

お答えいたします。

こちらについても、把握はできていないんですが、20頭ほどではないかと推測されます。

**○7番（久田 高志議員）**

そういった頭数で足りるのかどうか、少し疑問になるところがあります。足りるんであれば、問題ないでしょうけど、その辺はまた猟友会の方々と少し協議をしていただいて、もし足りないようであれば、例えば、狩猟犬、ブリーダーの方々が訓練をされた犬がいるようでございます。かなり高価なもので、なかなか購入が難し

いような金額でもあろうかと思えます。

例えば、猟友会の方々と協議をして必要性があれば、こういった狩猟犬の導入とかに対して助成ができないのかなど。今、鉄砲ですかね、そういったものの購入は、助成をされているように伺ったんですけれども、必要性があればですよ、足りていなければいけないわけなんですけれども、私たちあまり狩猟犬がこういったものか、こういったすみ分けをしているのかわからないもんですから、そういった方法が例えば里側から山側に追いついて、山側で鉄砲で駆除するとか、そういった方法が考えられないのかなという思いがあつての質問でございます。

いかがでしょうか。

**○農政課長（山田 悦和君）**

お答えいたします。

貴重な意見だと捉えております。今のところ、なかなかイノシシ被害に対するこれといった効果的な策がなかなか出てこない中で、今、議員のほうからありました猟友会による追い払い、これも一つの手だと考えられます。

今、ここで即答はできませんが、猟友会などと協議をしまして、必要性があれば、また今後何らかの検討をしていきたいと思えます。

**○7番（久田 高志議員）**

わかりました。ぜひ協議をして、必要性があれば、検討していただきたいと思っております。

後、昨日の秋田議員の答弁でもありましたけど、この猟友会の方々、メンバー的にふえていく、減っていく、今後の推移を考えれば、どうお考えでしょうか。

**○農政課長（山田 悦和君）**

お答えいたします。

昨日、秋田議員のほうにもお答えいたしましたが、今現在、猟友会が22名でございます。最近、銃の免許の交付月日で一番若い方で、平成30年に交付を受けている方が3名なんですけど、中には、昭和54年ですとか、昭和62年、こういった方が、かなり中心となってきたところもございます。

なかなかふえていかない状況の中なんですけど、これから、自分たちの畑は自分で守る、そういった観点からもなるべく多くの方が狩猟免許等をとっていただきたいということから、次年度、徳之島のほうで狩猟免許の研修会・講習会がございますので、来年の事業の中には、一応、狩猟免許の一部助成等も、今、入れ込んでいるところでございます。

ぜひ、狩猟免許等の免許取得に向けて、なるべく多くの方に参加していただければと考えております。



#### ○7番（久田 高志議員）

わかりました。ぜひそういった取り組みをして、免許保有者をまずはふやす。

後、もう一点、以前は趣味という感じで狩猟をされてる方が多かったとっておりますけれども、やはりこれからの時代は、しっかりと一つの生業として生活ができるような報奨金の単価を設定してみたいかかかと。多い方だと、100頭程度の捕獲をしているという話を聞いております。頭数を獲られる方、そうでない方、しかし、イノシシを捕獲することによって生計が成り立つようであれば、猟師のなり手もふえてこないかなという思いもございます。そういったことも、ぜひ検討していただきたいと思っております。

そうしながら、以前も、前農政課長のときも質問をした経緯がございますけれども、このイノシシの、素朴な質問です、見分け方、捕獲したイノシシの尻尾を提出されていると思っておりますけれども、これは全てイノシシなんですか。巷では、イノブタがまじってるんじゃないかとか、いろいろなお話が聞こえてきます。

例えば、黒豚の尻尾を切って持ってきて、イノシシと違いがわかるのかどうか。そういったところが、非常に気になるところでございます。どういったことを基準にイノシシと判断を下しているのか、お尋ねしてみたいと思っております。

#### ○農政課長（山田 悦和君）

お答えをいたします。

濟いませぬ。ちょっと専門的なところで、私のほうでもちょっと把握をしかねるところなんです、現在、その確認については、尻尾と、後その現場での捕獲したときの写真を一緒に添付をさせていただいている状況でございます。

ただ、そのその捕獲した個体が、イノブタなのかイノシシなのかというところについては、ちょっと今後確認をしないとなかなかわからないところでございます。

#### ○7番（久田 高志議員）

以前、質問もした経緯がございます。

DNA鑑定をしたらいかがかというところなんです。その写真とかでもわかるかと思いますが、イノシシによっては、種類があるのか何なのか、鼻が長かったりそうじゃなかったりという種類がいるようでございます。このDNA鑑定をして、本来の琉球イノシシなのか、もしやすると混血しているイノブタの可能性もあるわけです。やはり尻尾を提供されたら、その尻尾をまずDNA鑑定してみたいかかかと。

そして、本来の琉球イノシシがいて、そして混血のイノブタがいるようであれば、やはりこういったあたりは環境省あたりとも協議して、種の保存として、やはり本来のものは全滅させるわけにはいかないと思っております。いくら被害が出てても

すね。

ただ、全てがイノブタだった場合、これは全頭駆除に値すると思っております。これがまた両方いた場合は、やはり琉球イノシシを種の保存として守っていかないといけないことも必要ではないかと思っておりますので、ぜひDNA鑑定をしていただけないかというご提案でございますが、いかがでしょうか。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。現在、ジビエ料理の普及の観点から、鹿児島大学の農学部のほうに、イノシシの肉のうまみ成分の研究依頼をしているところでございます。

今後、またそういったところで同様にそういうDNA鑑定等できないか、またそこら辺も大学側のほうとも協議をしてみたいと思います。

○7番（久田 高志議員）

ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

後は、侵入防止柵の現況等については、昨日、秋田議員からもご質問がございましたので、割愛をさせていただいて、次の質問に移っていきたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

久田議員。しばらく休憩しよう。

○7番（久田 高志議員）

はい、わかりました。

○議長（武田 正光議員）

3時30分に再開します。

休憩 午後 3時18分

---

再開 午後 3時30分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の前に、先ほどの松山議員の中の質疑の中で、少子化対策について答弁保留となっております。

これについて、保健福祉課長の答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

先ほどは、申しわけありませんでした。確認がとれましたので、改めて答弁させていただきます。

まず、令和元年度、今年度の推計です。

まず、第1子が13名、第2子12名、第3子10名、第4子5名、計40名で

545万円を見込んでおります。

続きまして、令和2年度の当初です。昨年の12月の母子手帳の発行数等を勘案しまして、推計値を出しております。

第1子13名、第2子13名、第3子12名、第4子5名、第5子1名、第6子以降50名。（「ほおー」と呼ぶ者多し）ああ、1名。済いません。50万ですね。計45名で、総額として675万円を見込んでの計上しておるところです。

大変、申しわけありませんでした。

○議長（武田 正光議員）

さすが子宝だと思った。

それでは、引き続き質疑を続けます。

○7番（久田 高志議員）

それでは、農政についてと。

4項目の2点目、新規品種導入等について、どのように考えているかという質問のほうに入っていきたいと思います。

1回目の答弁でいただきました、聞きなれないこのレザーリーフファンですか。レザーリーフファンというのはどういった作物なのでしょう。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

葉物の観葉植物でございます。シダのようなイメージをしていただければと思います。

現在、農業センターのほうでは、1a、一畝弱ですが、植付けを、試験栽培をしております。後、徳之島農業試験場においても、一畝弱の試験栽培を行っております。後、徳之島町において、農家のほうで現地試験を1aということで、今栽培をしておりますが、これについても、花卉に属してきますので、トルコギキョウ等と同様になかなか管理等は、少し大変だということを伺っております。

○7番（久田 高志議員）

わかりました。

農業センターの活用方法についても、質問を準備していたんですけども、やはり、この試験栽培等をもっともっと充実、いろんな作物でしていただきたいという思いがございました。通常の、今ある既存の果樹園芸の研修をしながら、その傍らで、やはりそういった新規品目の試験栽培等できるのは、やはり農業センターなのかなという思いがございました。

そういった流れの中で、こういった形で新規品目に取り組んでいるということが、非常にいいことだと思っております。そういった流れの中で、私なりに新規品目と

いうものが、どういったものが適しているのか、この島には適しているのかと考えますと、輸送等々考えますと、軽くて、コンパクトで高単価。こういったものが、適しているのではないかという思いがございます。

そういった流れの中で、いろいろとネットで検索をしながら、またいろんなところで情報をいただきながらたどりついたというか、こういったものがどうかというような作物がございます。

まず1点目が、バニラビーンズ。1kg当たりの価格が非常に高値で取引される香辛料といいますか、そういったものに1つサフランが1番高く、その次にこのバニラビーンズという、これ私なんか最初その写真で見たらつる性の簡単なものに見えたんで、調べていくたびに非常に難しい作物だと気づいたところでございますが、これ以前課長ともお話をさせていただいた経緯がございますが、このバニラビーンズについての導入等について、いかがお考えでしょうか。

#### ○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

今、久田議員からもありましたように、以前ですが、久田議員のほうからバニラビーンズのことを伺いました。そこで、私のほうも農政課のほうに来まして、1月に農業センターのほうと話をしまして、今、農業センターのほうでは、一応、種苗の供給先は見つけております。本当にごく少数なんですけど、4月から鉢植えで少しやってみようかということで、今、予定はしております。

#### ○7番（久田 高志議員）

ありがとうございます。

これ、調べれば調べるほど奥が深くて、非常に困惑しているところでございますが、やはり、新芽が花をつけるまでに三、四年かかるような作物、ラン科のようであります。なんか、ツル科だったんです。非常に簡単に苗もふやせるんじゃないかなと安易に考えてましたけれども、うまくできれば非常に高単価な作物のようでもありますので、ぜひ、試験栽培をしていただいて、でき得れば、このキュアリング、乾燥発酵させることによって商品価値が非常に上がってきますので、そういったことも含めて、試験栽培をしていただきたいと。

そういった流れの中で、病害虫とか、施設が適しているのか、路地が適しているのかと。いろいろなことが見えてくると思います。そういった形で、試験栽培をして、もしうまくいったときには、それから販路や需要数量、マッピング調査等をも面白いんじゃないかなと思っております。

1点目がそれでした。

もう1点目が、これはまた情報提供いただいたんですが、フィンガーライム。森

のキャビアと言われている非常に高価な果樹があるようでございます。これは、3年ぐらいまでは成長が遅くても、その後は鈴なり状態で実をつけると。種類は、200種ぐらいあるようですけれども、100g当たりの単価が2、3千円しているという高価な作物のようであります。

これはまたミカン類のようですので、ぜひ取り組んでみたらいかがかという思いでございますが、いかがでしょうか。

**○農政課長（山田 悦和君）**

お答えいたします。

フィンガーライムにつきましても、先ほどのバニラビーンズと同様に久田議員のほうから同じときに情報提供いただいた作物になります。こちらのほうも、同様に、今、農業センターのほうで4月からフィンガーライム、バニラ同様に試験栽培を行っていく予定で進めているところです。

**○7番（久田 高志議員）**

このフィンガーライムについては、グリーン・ピンク・黒と色があったり、そのピンクとか色のちょっと特殊なものが、非常に高値で取引されているようでございますので、ぜひ何種類か、苗木を調達して試験的に栽培をしていただきたいという思っております。

後は、今、農政課サイドで、特に新たな作物等の思いがあれば聞いてみたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○農政課長（山田 悦和君）**

これまでも、パプリカ、パクチー、パパイヤ、後、今、農業センターのほうでネタロウスイカというスイカの原種にあたりますが、こういったものも取り組んでいるところでございます。

で、ネタロウスイカ等につきましても、今月、苗もの市を計画してはありますが、そちらのほうでも、苗についても販売をする予定で進めております。

**○7番（久田 高志議員）**

ぜひ、試行錯誤しながら、中には失敗もあるでしょう、そういったことを恐れず、いろいろな作物にチャレンジをして、今後の何か一つ見つけられればいいのかなと思っておりますので、その辺は、また要請しながら、次の質問に移っていきたく思っております。

財産管理についてと。空港周辺の堤防解体許可についてと。これ私、何と言いますか、気の毒な思いをしております。質問するたびに、多額のお金をかけていろいろなことを努力されているようにも感じております。

私が申し上げたいのは、この解体許可の許可条件、遵守されているとっております。

ますが、私が一番危惧しているのが、前総務課長が、この議場の中で、人も車も通さないことを一筆入れることを条件に許可を出したと言われているわけなんです。その一筆が提出されていますかという、そこが一番気になっているところなんです。いかがでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

この議論は、昨年この議場で行われておりますし、私もこの議場内におりましたので聞いておりました。

確認の意味で経緯を申し上げますと、昨年7月の29日に空港東側の既設堤防を撤去する旨の許可申請書が、本町に提出されております。

それを受けまして、当初と延長のほうに変更となっておりますが、それを受けた形で、普通財産の使用、現状変更許可をいたしております。同日付に文書はなっております。

その後、議員がご質問のありました、人の往来等ができない旨の件であります、前任のほうで、文書でのやりとりはございませんが、口頭で先方に依頼したということで、ご指摘のように、その後、その箇所から人の出入りがあったという事実は、確認いたしました。

そこで、年が明けまして2月、そういったことで先方のほうにもずっと要請をしている中で、物理的に人の往来に加えて車両もですけど、通さないためにフェンス等の設置を行う旨の申請が上がってまいりました。

そういったことで、今回、その許可条件の中に注意書きとしまして、3番目に当該敷地から空港敷地への人の出入りができないようにすること。そして、安全対策や景観については、十分に配慮すること。上記の3、4の項目については、特に留意することということで、これを付して許可をいたし、そのフェンスについては、現在、設置がされております。物理的に人の往来ができなくなっている状況であります。

このことについて、上司である町長にも報告したところであります。

○7番（久田 高志議員）

そこにフェンス云々とか、またそういうお金をかけてということではなかったんですけれども、その事実確認をしたかったと。

結局、一筆入れることを条件に許可をしたということですので、もしその一筆が入ってこなければ、それは企業側の責任であると。そこはもう現況復旧もするべきじゃないかと私はそう思っております。ただ、その一筆が入れば、もちろん申請をして許可を出したのは、役場側ですので、その後何かあったとかには、もう役場の責任ということなんですよ。

そういったことを含めて、やはり一度やっぱりこの議場の中でやりとりしたことは、しっかりちゃんと形にさせていただかないと、次の議論に進んでいけないわけなんですよ。決してそこに道がどうのこうのを邪魔するとかそういう思いではないんですよ。当初の流れの中で、いっかの流れの中で、やはり決められたことは、ルールはしっかりと守っていきながら次の議論に入っていくと、ここをなあなあにしたまま次の議論は、僕はできないとずっと思っていましたので、そういったことが一筆入ってれば、この質問はこれで終わりたいと思います。

その一筆はしっかりとあるのであれば、また後で提出お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

この本会議場で発言することについては、しっかりと責任を持って答弁をしたいと、また回答したいという認識でございます。

先ほど、お答えをしました今回の許可条件の写しについては、後ほど、お手元のほうに提出をさせていただきます。

○7番（久田 高志議員）

わかりました。それでは、後ほどまた提出のほうをしていただきたいと思います。

それでは、6項目の事務調査とありますが、これ正式は事務検査でしたね、事務検査特別委員会から4項目申し入れをいたしております。この4項目に対する対応状況は、1回目答弁いただきましたけれども、1項目ずつ対応状況を報告していただきたいと思います。

○総務課長（袴 清次郎君）

2月の全員協議会の場合でも報告をさせていただきました。

また、本日続けて、昨年中に本町で起きました事故やあらゆる事案、事務的な誤りについて、改めて町民の皆様初め議会の皆様にお詫びを申し上げますとともに、同じような誤りが二度とないようにしっかりと努めていきたいと考えております。

事務検査特別委員会の意見に関する処理でございます。2月の全員協議会で報告したものと今のところ変わりはありません。

1点目、契約書に基づいて、施工完了日まで2.9%の履行遅滞の場合における損害金を請求すること。これについては、ある調停がなされたわけですが、そういった中で法的に請求ができないという答弁を私いたしました。

現在、この本庁防災センターの建設工事に係るものについて、県を經由しながら国とまだやりとりを行っている最中でございます。まだ、最終結論等出てないわけですが、そういったところも状況を把握し、見ながら、この点について判断をしていきたいと考えております。

2点目の検査調書の……。

○7番（久田 高志議員）

一つずつ、一つずつ。

○総務課長（袴 清次郎君）

いいですか。

○7番（久田 高志議員）

それが、非常に気になりました。

全協の中でも、課長の説明があったように、調停をしたから法的に請求できないというのは、どちらで確認をされたことなんでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

これは、町の依頼している弁護士事務所のほうでありました。そこで、この後、先ほども申し上げましたが、この未竣工工事の成り行きをしっかりと見極めながら、この2.9%のこの件についても、また精査しながら、実際にできるできないという判断を、また我々しっかりと考えていきたいと思っております。

○7番（久田 高志議員）

本町の顧問弁護士へ相談したということによろしいですか。

あのですね、請求をするのは、こちら側ですよ。そして、相手方が支払う義務があるかないかって答えるべきだと私は思っています。

そして、この町の顧問弁護士にも、非常に私は疑義を感じております。私だって、やっぱりこういったことを追求するに当たって、弁護士のほうに相談をしたり、もちろん自費ですよ。そういったことをしておりました。で、ある案件で相談したときに、内容を知っているだけに、そこに対する回答をするのは、弁護士倫理に反すると。

要は、本町の顧問弁護士も内容は知り得ているわけですよ。そして、私に言わせれば、そもそもA工区、B工区のトラブルの中に町が間に挟まった状態で進んでいった経緯があるかと思えます。どさくさに紛れて、この工事契約事項までどういった経緯で町に損害を与えるような調停を誰が納得してこの調停に合意をしたんでしょうか。非常に気になります。

○総務課長（袴 清次郎君）

今、議論しているこの損害賠償金の件につきましては、先ほども再三の答弁になりますが、成り行きをしっかりと見極めながら、再度精査をさせていただきたいと考えております。

○7番（久田 高志議員）

厳しい意見を言わしていただければ、こういった町に損害が起きることを想定で



きなかったこの弁護士にも私は問題があるかと思っております。町の顧問弁護士は、町の利益になるような提案をするべきであって、不利益を気づかない、指導できない、指摘できない。私、この弁護士は、だめだと思っております。今後、顧問弁護士とのあり方は、少し考えていただきたいと思っております。

そういうことを言いながら、2点目の処分に対する件に移っていきたいと思っております。先ほど、他案件も含め、処分をして、適正だと思っていると。私、これ非常に町長を擁護するつもりではないですけれども、課長を擁護するつもりではないですけれども、やはりこの職員の不始末を各課長が責任を取ったり、町長が責任を取ったり、これ当の本人方は、賛成とかされてるんですかね。私、非常に気になるんですよ。先ほどもありましたけれども、私、正直甘い処分だと思っております。

この調停にかかわるこの弁護士の費用ですね。昨年、補正で計上してありましたけれども、おいくらでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

ただいま資料が手元になく、正確な数字がちょっと掴めませんので、後ほど、お答えいたします。（「後刻、答弁をさせます」と呼ぶ者多し）

○7番（久田 高志議員）

その金額に対して、当時の総務課長10%の2カ月減俸、そして、町長2カ月減俸。

おそらく、給料・報酬、町長はわかりますけれども、職員がいくらもらってるかわかりません。大体、総額で20万ぐらいのもんじゃないんですかね。5%、5%で。二人でいくと、そのぐらいになるかと思っております。まずこの弁護士費用にすら達しない。そして、この2.9%の遅延損害、損害金も請求できないような調停をしてしまっていると。

ぱっと概算で、約300万ぐらいですよ。町が、今現在の答弁の中でいく損害額は。

そして、今後、ないにこしたことはないですけれども、会計調査等が、会計検査とか入った場合、補助金の返納も想定されるわけです。

こういったことを、先ほども申し上げ、私は自費で、交通費も弁護士費用も自費でしております。こういったことを含めて、これだけの損害を与えておきながら、妥当であったとお考えでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

昨年から、この防災センターの未竣工工事について、再三にわたり議論がなされております。

まずは、かかわった職員の故意的なもの、悪意はなかったのではないかと感じて

おります。しかしながら、先ほど議員がおっしゃいますように、町にこれだけの損害というか不利益が生じたのも事実であります。

年明け事実確認をした上で、懲戒処分等審査委員会を行い、公告した処分の決定をしたところであります。

#### ○7番（久田 高志議員）

どうしたらいいですかね、これ。どうしようもないんでしょうかね。

私ね、非常に納得できないのが、その当事者の方々は、我々が調査した委員会の中でも、裁判所でも、この議場ででも、虚偽の報告、虚偽の答弁がなされてるわけですよ。それをまかり通してしまえば、もう法に触れなければなんでもありだという解釈にならないでしょうか。示しがつくでしょうかね、今後。町長も総務課長も、いろいろ関連することに不始末が起きたら、ずっと責任を取らないといけないわけですよ。もう少し当事者の方々が、しっかりと反省をするべき事案であると思っております。

再度懲罰委員会を開催してほしいとは言いませんけれども、少しぐらい、もう少し厳しく対処をしていただきたかったと思っております。

やはり、行政側としては、始末書・反省文の一つぐらいは、しっかりと提出していただいて、戒めのためにも保存をしていただきたい。そういうことですが、いかがでしょうか。

#### ○総務課長（袴 清次郎君）

これだけ、この問題が大きくなったことについて、本当に総務課長として、申しわけない気持ちでおりますが、しっかりと、天城町の発展のために前に進めていきたいという気持ちは持っております。そのために、二度とこういった同じような問題が起きないように、そして当事者職員も反省していると私は信じておりますし、同じようなことは起こさないと考えております。また、他の職員についても、そういった思いであると思えます。

しっかりと今回のことを教訓にしながら、前に物事を進めていければと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

#### ○7番（久田 高志議員）

しっかりとした指導をしていただいて、この申し出、委員会の意見としての3項目め、4項目めは、防災センターに関しては、補修も今なされているようでございます。もちろん、この工事発注に関しては、しっかりと対応していただけるものと確信をしております。

課長がおっしゃるように、二度こういったことがないように、そして、顧問弁護士のあり方についても、再度、見直しを図っていただきたい。やはり、町のために

なる弁護士と契約をしていただきたい。

それを申し入れまして、少し厳しい意見になりましたけれども、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

議員の皆さん方にお願ひでございます。皆さん方に配付されております議会資料に水道課の書類一部差しかえがあるようでございますので、明日の朝、議員控室に議案の綴り書をご持参いただきますように、お願いしておきます。

明日は午前10時から開会いたします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時00分